大日本蠶絲會報

第三拾壹號

明治二十八年一月

目次

●論說
◎米國に於ける養蠶奬勵條例　東京農學士　田原休之丞
◎生絲檢査所の仕事　東京　高橋信貞
●寄書
◎泰西人の清國に設置せる殺蛹所
◎青白質の繭絲に就きて　横濱　橋本重兵衛
●統計
◎佛國里昂府蠶絲相場◎十一月中生絲層物輸出數量元價及取稅統計◎十一月中絹布類輸出數量及元價統計◎横濱蠶絲製茶織物海產物商況
●問答
◎製絲器械并に養蠶の件質問并に答◎桑樹植付方及種類に就き質問并に答◎製種法其他二件質問并に答
●外報
◎紐育生絲及絹物商況◎里昂蠶絲及絹物商況◎世界の絹絲產出高
●雜報
◎生絲檢査所法案◎生絲檢査法案と其趨勢◎埼玉縣蠶絲業組合の創立◎全國養蠶概況◎御藏島の養蠶◎岐阜縣製絲稅免除の請願◎岐阜縣の蠶種檢査と取締所◎新潟支會設立◎新潟縣下に蠶業傳習所設立す◎新潟支會の役員◎實業教育費の補助◎諏訪製絲場の瓦解◎生絲絡交改良の必要◎福井縣蠶種檢査成蹟◎北海道蠶絲協會の蠶種檢査◎栃木縣蠶種檢査◎佛國新大統領と生絲◎米國農務次官の書翰◎生絲取引の格付を請願せむとす

D.1

●會員諸君に謹告す

拜啓陳ぶ本會も會員諸君の御熱心なる御賛成を得て日に月に着々隆盛の域に進みつゝ有之候は獨り斯業の爲めのみならず實に邦家の爲め慶賀の至りに候然るに爰に理事者の困難する一事あり他にあらず會員諸君の義務として年々出金せらるゝ制規の會費出金期限の相後るゝこと是なり其爲め理事者は本會事業擴張上に於て豫想外なる障碍に出會ひ充分に目的を達する能はざる場合往々有之候就きては今後右等の不便を來たさゞる樣本會規則の通り本年度の會費は來る三月中に必ず御出金相成度此段特に謹告仕候也

明治二十八年一月　　大日本蠶絲會

注　意

一郵便爲替に御取組の節は拂渡局を東京神田郵便局に其受取人を東京神田區美土代町貳丁目壹番地大日本蠶絲會に御取計の事

一通運便にて現金御送附の節は配達賃必ず御拂込の事

一郵便切手代用にて御拂込の節は必ず一割增の事

大日本蠶絲會報第三拾壹號

●論　說

◎米國に於ける養蠶奬勵條例

大日本蠶絲會技藝委員農學士　田原休之丞

米國上院に於て養蠶奬勵の規則を議決したるは昨年六月の頃なりしが余は之を聞き直ちに同國農務次官に該規則書寄贈方を照會したりしに十一月十三日該地發の書簡と上院通過の議案を落手せり今や本邦蠶業の奬勵保護に關し說を闡はすもの多きを加ふるの折柄なれば之を左に譯出して以て參考に供ふることゝはなしぬ

養蠶奬勵條例

第一條　農務卿は此條例の定むる所に依り同省昆蟲課に命して養蠶を監督せしむへし而して農務卿の必要と認むる場合にありては養蠶奬勵の業を助けしむる爲め同課に次長を置くを得へし次長の年俸は二千弗にして農務卿の定むる所により別に旅費を受くへし

第二條　農務卿は合衆國に養蠶を普及せしむるの目的を以て全國の某地に五箇の養蠶試驗場を設置すへし養蠶試驗場は其設置地の農事試驗場の一部たるへし而して其事業は農事試驗場長の監督に從て施

行すへく場長は農務卿の規定せる規則及規程に從ひ該事業を運行すへし

此條例に從ひ設置せらるへき各養蠶試驗場の經費は年々五千弗とし該試驗場を設置せる農事試驗場長の爲め農務卿の請求により合衆國々庫より之を支出す農務卿は必要と認むる場合に於ては試驗場の要する金額を減少し若くは之か支出を中止するの權を有す

養蠶奬勵條例は上院に於て可決して之を下院に移したるにより同院に於ては之を農藝委員の調査に附する所となり同委員なるアレキサンドル氏の報告したるもの左の如し

農藝委員は農務卿の監督の下にある合衆國養蠶の發達及奬勵に關する議案に就き考察したる結果として友に委員は充分之を審査し且之を通過するを勸むるとを報告す

養蠶の奬勵は實に農業社會の希望する所にして農藝委員の考案と等しく「グレンヂ」及數萬人を代表する農業機關の懇願する所に係る

政府は既に製絲試驗及び桑苗仕立若くは收繭法に關する報告を頒布するとに對し巨大の金額を費せるも總て無効たりしなり然れとも今や實驗は其結果を實行せしむるの時機に達したるにより委員は此事業を農務卿の監督の下に置くを適當と思考す但農務卿は此工業を發達せしむるの權利及義務を五箇の農學校に負はしめ且生絲は合衆國に於て損失を受くるとなくして之を生産するとを得へきを公示せしむへし今歴史的の沿革として本條例類似の議案に關し第五十二期國會の農藝委員の總會に於て「テキサス」州議員ロング氏の紹介により此一大工業の卓識者教授ヂョセフ、ニユウマン氏の述へたる演說を引用すへし教授ニユウマン氏は曰く

余は蠶業に關し「テキサス」州の紳士ロング氏に紹介せられ則ち此議案に對し余の意見を述へん蠶業は國會に於て之を奬勵保護するの至適なるは余の數年來之を論する所にして速かに之を實行せんには余は諸君の手中に存する此議案を採用せんとを望む實に養蠶は二百四十八年以前より殖民地に於て之を務めたるも合衆國に於て之を起したるは千八百十六年より千八百四十四年までの間にありしなり即ち世人の知る如く桑苗賣買の投機之れなり現に「カリフホルニア」州に於ては千八百六十八年乃至千八百七十年の三ヶ年間此業の投機を見たり此等の事情は此一大工業の發達に關する希望を阻喪せしむるの結果を來たせり人民は此業に金額を投すると夥しく其之を創むるに必要なる總ての事物は遙かに高價を占めたりしなり然るに其結果如何を見るに此業に從事せる人民は其望めるか如く速かに富者たるを得さるに至り遂に衰頽を來たせり外國生産者の謂ふ所によれは米國に於ては他と競爭し難きにより之を廢止せよと其理由とする所に曰く養蠶の業は實に歐洲人に屬し米國に於ては之を爲すと難し余等は實に低き賃錢を拂ひつゝあるなりと余の考ふる所によれは決して然らす養蠶は農業中の必要作業に屬し其之を容易ならしむるは只た適當なる氣象的關係を有するの一事のみ

米國内亂の當時に於て第一稅率改正即ち生絲を無稅目中に置き（絹物は有稅なるにも拘はらす）たるは國會の失策の一たり其以前にありては絹物には從價稅二割五分生絲には同しく一割五分の稅を課せり生絲に課すへき稅一割五分をして繼續せしめたるに於ては今日は既に此業は鞏固の位置に進みたりしなるべし諸君の知る如く三十年以來余の最も務めたるは全く此一大工業の興起にありしなり余は信ず我國民をして三十年以前に養蠶家たるを奬勵せしめたるに於ては我國民は歐洲及東洋の生産者を壓倒するに充分たるべしと今日余をして此言をなさしむるは余の大慨とする所なり此業は則ち蠶兒飼育にあり蠶兒の飼育は土地の耕耘及ひ飼育の原料たる桑樹の栽培を勉むべし

早春霜なくして蠶兒を飼育するに適する氣候の地方に於ては此業を起して利益あるを信ず之をして事實ならしめば（余の視察せる實例を示すべし）合衆國領内に於ては東歐兩洲の産額に十倍せる絹物を生産するに充分なりと信ず

余は此業を起すに於ては直に發達するとを諸君に誓ふべし合衆國の養蠶地域は南部ウハルヂニア南部テンチッシー、北カロライナ、南カロライナ、フロリダ、テキサス、アラバマ、ミシシッピー、ルイジアナ、ニユーメキシコ、アルカンサス、アリゾナ、カリフオルニアの諸州に起りテレゴン州ヂヤクソン町に至る其他の部分に於ては其伸用せる勞働に酬ゆるに充分なるべき絹物を産する

と雖しとせず

氣候の最も適せる地方に之を起すときは余の考ふる所によれば世界の産額よりも多くの絹物を生産するには殆んど二十五年を費すべし

我國民の有する土地中養蠶地域に屬するもの甚だ多し然れども歐洲及東洋に於ては此業に從事するものは土地を所有すること少なく多くは少數者の所有せる土地を耕作するを常とす貧賤なる人民の住家は僅かに十呎四方（或は之れより狹き）にして高さは殆んど六呎なり而して此人民は蠶兒飼育の爲め春季に於て家屋を清淨にす其收めたる繭の過半は地主の所得に移るなり地主は其家屋に飼育し得べき蠶卵と桑葉とを小作人に與へ報酬として其收獲の半を受く

米國に於ては將來各人二十五「エークル」の耕地を占むるに至るべきに依り其内二乃至三「エークル」を桑樹栽培の爲めに使用するものとせは之れより得へき實益は百五十弗にして尚ほ其家族の助力に由り養蠶に從事するときは二百五十弗乃至四百弗を得へし

早く養蠶を始むること、春季の早く來ること及ひ秋季の遲く回ること最も必要なり

巨大なる土地を有し殆んと五百「エークル」に桑樹を栽植し而して溫度を調節し得へき大養蠶室を建築する人民は收繭甚た多く而も其費用の如きも收獲高の一割乃至一割五分を超へさるへし此業を起し稍や適當なる基礎を据へたる時より十五年ならすして米國は其紡綛及織機に供給するに充

分なる生絲を産するに至るべし

條例第一條は農務省見蠶課に養蠶の監督を命し且つ此監督をなさしめんが爲め同課に次長を置き年俸二千弗及必要なる旅費を支給すべきことを農務卿に委任す

第二條は五箇以上に超へさる養蠶試驗場を設置し各試驗場の經費各五千弗を支出すべきことを農務卿に命し農務卿は此事業を施行するの規則及規程を定め或は規則及規程に背戻する場合に於ては經費を減少し若くは之れか支出を中止するの權あるを規定す

千八百九十一年二月二十八日に終る前八ヶ月間に於て合衆國に輸入したる生絲は無税にして二百九十八萬六百三十五封度なり千八百九十二年二月二十九日に終る同月間に於ては五百十八萬六千三百九十封度の生絲は合衆國に輸入したり

千八百九十二年二月二十九日に終る前八ヶ月間に於て從價税平均五割なるにも拘はらす二千百六十九萬七千四百八十五弗の絹物を輸入し同日に終る十二ヶ月間にありては三千三百十五萬九千四百四弗の絹物を輸入したり之れ則ち合衆國は總計千六百五十七萬九千七百二弗の税を拂ひたるに等し

千八百九十一年十二月三十一日に終る前十二ヶ月間にありては輸入したる繭及ひ屑絲は無税にして二千四百十八萬三千三百七十二弗にして生絲に對して拂ひたるものを合すれは四千七十六萬三千七十四弗となり此金額は即ち米國以外に流出するものなり

合衆國民は年々殆んと二億萬弗の各種絹物を輸出するも其生産者は之れに相當する利益を享くるとなし何となれは原料生産の費用を要すると大なれはなり

養蠶は主として婦人及小兒の仕事に屬す而して農業の衰頽せる現況に於ては米國の過半（特に教授ニユーマン氏の示せる地方）に於て養蠶に從事する各家族の歳入に百乃至三百弗を增加するを得へきを疑はす

爰に示せる議案は合衆國の人民殊に絹物を生産するに利益ありと信する農業社會の希望より成立したるにより委員は上院の議案を可とし且つ委員會に於ては之を可決せんとを勸むるものなり

◎生絲檢査所の仕事

大日本蠶絲會技藝委員　高橋信貞

第一議會以來いつも世上に其聲を響かせし本邦蠶業保護案の一なる生絲檢査所設置法案は斯新年の劈頭に於て第八議會に顯はれたり而して其經過如何を窺ひつゝありしに該案は一月の十四日と云ふ日の議事日程に上れり依て此日こそは議院に傍聽席に臨みて議員諸君の該法案に對する動靜如何を覘ひ其成行を見ばやと心に誓ひて十三日の夜を明かし其當日となりぬるに差置き難き公事の湊ひ來りて果すを得ざりしかとも官報號外は午後三時半過るころ飛び來れり蹶起刮目封紙を破りて展一展恰も馬車馬の直進するか如く貴族院の議事錄には眼も觸らず蕭然に衆議院の部に眼を奔らせ漸く目的の議事錄にはたどり就きぬ先づ第一に提出者の一人たる濱名代議士の說明を讀了して其提出せし理由の要領を得

たるに歎ひ而して質問の項に移りて横濱一ヶ所にて足るかとか神戸には置かざる見込なるかとか云へる質問に就きては聊か余の腦髓にも感觸を覺へたり對ふるものは關東議員問ふ者は關西議員なりしなり神戸は目下に必要の迫切なると云ふにはあらざるも早晩之を設置せずむばあるべからざるの要港なりとす右等の質問に就ては至當の事柄なるを以て敢て之を怪しまざりしかども經濟家として有名なる某代議士が生絲檢査所を横濱に設置するの必要なしとて歐米の例を引き該案に反對し廢案たらしめむことを喋々せられたるには驚きたり否其反對には敢て驚くにも足らざりしかども本邦の貿易品として而も其首位を占め明治の初年より昨廿七年に至る廿七年間に無慮五億萬圓を歐米二洲より本邦へ收入せし我生絲貿易の事情に潤れると我邦の機織地即ち西京の西陣、上州の桐生、野州の足利の如き機場の現況に迂なりしとに愕きたるなり余は世の經濟家なるものは斯の如きかを獨語しつゝ眼を轉して次行に移れば提出者の一人小畑代議士題はれたり彼の辨論如何と讀一讀するに先づ第一に反對代議士の說を駁し幾多議員の簡單々々を促したるにも拘らず彼は頗ぶる熱心に緻密に必要なる理由を辨ぜり讀到て聊か快哉を呼ぶに至れり已に該案は委員附託となれり蓋し該院に可決せらるゝは勿論上院をも通過して早晩實施せらるゝに至るべけん國家のため慶賀すべきなりと又復獨語し靜心暗想これを久ふして襟懷甚だ平ならず漸くにして危懼の念は腦裡に湧出せりそは他なし知らずして漫りに可否を加ふることと是なり識らずして可否を論ずる者は己れを欺き人を欺く者なり捨て置くべきにあらずと激しては見

しものゝ荒らたてゝは穩當なしかちずと悟りつるまゝ更に問題の如く生絲檢査所なるものゝ仕事を左に畧記して以て讀者に示し喋はず物嫌ひの徒に食まし嚼はしめ其眞味を知悉せしめんとするものなり

抑も生絲檢査所なるものゝ目的は全く賣買兩者の中間に介立して取引上の確實と安寧とを謀り相互間の紛議を避くるの主義に出でたるものにして畢竟するに相互の利益上より成立ものなり乃ち販賣者は該所の檢査證券を以て生絲の品位性質を證明し購買者も亦其證券によりて其品質を辨知し安全に確實に取引を爲し得るものなり今左に生絲檢査の條目を示し逐次其方法を說明すべし

第一　水分を檢査し正量を定むる事

第二　纖度を檢査し細大齊否を定むる事

第三　切斷の多寡を檢査し工女一人の擔當し得べき再繰甕の數を定むる事

第四　强力彈力を檢査し其齊否多寡を定むる事

第五　類節を檢査し其多寡を定むる事

第六　護謨質を檢査し練耗の分量を定むる事

第七　經絲綿絲を檢査し其撚數の多寡を定むる事

即ち以上の七項なり先づ第一項より說明に取り掛るべし

第一　生絲は毛類の如く表面皺縮もなく木綿の如く中心空洞もなしと雖も數多の細竅ありて各種の瓦

斯なゞを吹取るの性質を具ふること恰も木炭の如し故に水分を吸收して常に濕氣を含めり是に於て乎賣買上正量を定むるの必要を生ずる譯柄なり夫れ是の如くなるがゆえに前記の項目中此檢査を以て最も重要なるものとす然るに本邦にては此檢査を購買者たる外商に委ねるがため生絲一個（九貫目）に付平均一斤七分五厘を目引せられつゝあるにあらずや斯斤量を本邦生絲の輸出額十萬個に加算すれば十七萬五千斤の巨額なる斤量を掠奪し去らるゝものなり今假りに生絲百斤の價格を平均七百拾五圓と見積るも此損失金額は百貳拾五萬千貳百五拾圓となる（此損失額は殆んど我蠶絲類の輸出稅金額に等し）にあらずや苟も眼を國家の經濟に注ぎ身を國に致すの人士は多辯を要せずして斯の仕事の必要にして最も貴重なることを諒知せらるゝならむ

偖水分檢査をなすには先づ一個の全量を秤定したる後個中の生絲を悉く取り出し風袋の量目を定め置き而して其中より百斤に對し生絲十二繰を拔出し之を三分し其二分即ち八繰を以て水分檢査に供ふ殘餘の四繰は下記の塲合に於て之を使用す但し水分檢査に供する八繰の生絲は之を一回に檢査するにあらず又之を二分して二回に檢査し二回檢査の平均を以て水分量を算定す若し右二回の檢査に據り得る所の水分量に三厘五毛（0,35%）の差を生じたる塲合に於ては殘餘の四繰を以て再び檢査をなし以上三回の檢査によりて得る所の水分量を加算し其三分の一を以て檢査上確定の水分量となすものなり

以上の說明にて水分量の算法は判然たるべし是より器械的檢査の方法を畧說すべし先づ生絲四繰の原量を定め之を秤器の秤枴の一方に懸け「サンチグラード」寒暖計百十度の温度を以て熱せる磁器製の乾濕器中に容れ他の一方の秤盤には生絲の原量に對する重量を置くときは水分蒸散するに從ひ秤器の兩端に輕重を生ずるを以て其衡平の位置を得るには秤盤中の重量に從つて輕減せざるを得ず然るに全く水分蒸散したる後は再び兩端に輕重を生ずることなきを以て秤枴衡平の位置を失することなし乃ち此時を以て水分全量の蒸散を徴すべきなり右の如く檢査し了りて秤盤に殘りし重量を點檢し其生絲の正量若干なるやを知る即ち此重量と原量の差量は含有水分を示すものなり

是の如き檢定によりて其生絲の正量を知り之に一割一分（11%）の增量を加へ檢定正量とはなすものなり是則實際取引上の量目なりと知るべし斯く說明し來るときは一割一分の增量は何の爲めに加ふるやとの質問あらむ抑も此一割一分なるものは左の數理に基き定めたるものなり

歐米各地に於ける檢査所の經驗に據れば蠶絲順當の水分は一割なりとす（本邦の試驗に徴するに冬期と夏期と雨天と晴天とにより其差少なからずと雖も）故に其乾きたる生絲九〇に增加すべき量は一〇なり一〇〇に對する增量の割合は即ち左の如し

90 : 10 :: 100 : 11,11

數理上にては一割一分一厘一毛（11,11%）の割合なれども伊、佛其他に於て實際用ふる所は前記の如く一割一分なれば本邦にても之に倣ふて可ならむ

又檢査濟の生絲には荷造をなし檢査所の封印を付するを要す而かするときは賣買兩者間に於て荷物受渡の際逸々之を秤定する等の煩雜もなく大に手數を省くの便ありとす

右水分檢査に對しては當該生絲檢査所より檢査證劵を付與すべし今左に其雛形を示さむ

生絲正量檢査の證

荷物の記號及番號	何千何百何號
差出人の氏名	何縣何某
生絲の品種及個數	何十何俵
此量目	何千何百斤
風袋	何斤何分何厘
差引	何千何百何斤
水分檢査の爲め抜出したる生絲の原量	何斤何分
水分を去りたる正量	何斤何分
右檢定に據り推算したる個中生絲の正量	何千何百斤
是れに對する一割一分の增量	何百何斤
右二口合計檢定正量	何千何百何斤

此正量に減量若干を加ふれは即ち原量若干を得るもの也

明治廿八年何月何日　大日本帝國横濱生絲檢査所々長署名

第二　蠶絲の纖度（テートル）は其細大を示すものにして之を檢定するは織物製造上に於て最も緊要なりとす夫の纖度なるものは生絲五百メートルに對する量數にして細絲の番號は太絲の番號より小なるものなり（從來は纖度を檢するに四百七十六メートルを以て量數を檢したれども現今は歐米共に五百メートルを以てすることゝなれり然れども新式のみにては賣買兩者に不便なるがため新舊兩式の纖度を記載し賣買兩者の便利を謀れり本邦も亦此例に倣はざるを得ざるべし）

纖度を檢定するには先づ檢尺器にて長さ五百メートルの生絲を採り之を小綛となし乾燥器に掛け正量を見出し檢位衡に懸け纖度を徵し之に水分檢査の例に倣ひ一割一分を加へて其生絲の纖度となす（從前は伊佛共に此秤定をなすにデニールを用ひしが近來は之を廢しグラームを用ふることになれり）但し纖度を檢するには長さ五百メートルの小綛一箇のみを以てするにあらず右の小綛二十箇を製し一箇づゝ別々に秤定し得る所の量數を合算し之を二十分に除し其平均を取り番號を算するものなり

纖度檢定に對しては生絲檢査所より檢査證劵を付與すへし今左に其雛形を示さん

纖度強力彈力及類節檢査の證

檢査番號　何番

生絲の種類及番號　例へば器械何千何百何十號

差出人の氏名　何縣何某

試驗の回數	檢査内定繊度 單位 グラーム	檢査内定繊度 單位 デニール
一	1.100	20.71
二	1.150	20.65
三	. .	. .
四	. .	. .
五		
六		
七		
八		
九		
十		
十一		
十二		
十三		
十四		
十五		
十六		
十七		
十八		
十九		
二十		
合計		
平均		

考　試驗に供したる絲束は當檢査所役員に於て之を拔出したることを證明す

備

年月日

試驗回數	一撚合數	二撚合數	顆節	强力	彈力
一	540	420	45	50	18
二	.	.	.	.	.
三	.	.	.	.	.
四					
五					
合計					
平均					

生絲檢査所々長署名

濕絲五百メートルを以て定めたる繊度

乾絲五百メートルを以て定めたる繊度

四百七十六メートルに對する　濕絲の繊度＝24.46　乾絲の繊度＝22.22

第三　撚絲所若しくは其他の工場に於て生絲を再製するに當り綛をフクリと稱ふる輕き籗に掛け之を絲卷に移すとき其絲切斷するときは屑絲を多く出し之を結び付けるの煩勞も亦多く從て工女一人にて請持つべき籗數も自ら減少する譯柄なれば此生絲の切斷數を定むるは甚だ必要なる仕事なり本邦の生絲は絡交の不完全なるもの多きがため切斷多く百分の四に當る減耗を生じ工女一人一日掛りて四百八十目乃至六百目ならでは繰返し得ざるに伊、佛の生絲は百に對し〇、一二五の減耗を生ずるに止り一人の工女一日に一貫九百二十目乃至二貫六十目の生絲を繰返し能ふと云へり故に夫是の失費を計算するときは百斤の生絲に對して五六十圓の低價ならでは外商の算盤に當らざるか爲め何時も伊、佛生絲の後へに瞠若たる所以なり

切斷の多寡を檢査するには試驗生絲和百斤に對し五繰をば五籗にかけ之を一分時間に三十三回乃至四十五回回轉せしめ又一方に回轉せる五箇の絲卷に之を移し而して二時間中に切斷の數を檢し其數によりて職工一人の請持ち能ふ所の籗數を定む例へば五繰の生絲二時間に十度切斷するとせば工女一人前の籗數は八十箇乃至九十箇なるが如し尙ほ左に二時間繰返し中の切斷度數に依て工女一人の擔當し能ふ籗數の割合を表示すべし

割合表

一工女の擔當し能ふ枠數	
90—	100
80—	90
70—	80
60—	70
50—	60
45—	50
40—	50
40—	45
35—	40
30—	35
28—	30
25—	30
22—	25
20—	22
18—	20
16—	18
15—	17
14—	16
13—	15
12—	14
10—	12

シ返繰絲生

繰數	切斷度數
5	5—8
〃	9—10
〃	11.
〃	12—13
〃	14—15
〃	16.
〃	17.
〃	18—19
〃	20—22
〃	23—26
〃	27—30
〃	31—34
〃	35—38
〃	39—44
〃	45—50
〃	50—57
〃	58—59
〃	60—68
〃	69—74
〃	75—79
〃	80—84

第四　強彈二力の檢査は水分檢査の如く生絲賣買上に直接密直の關係之なしと雖も兩力の齊否多寡により絹布に强弱あり其見えに豊否あるものなれば之を檢定するは亦織物製造上に於て有益の事たり

强力は一つに耐重力と云ひ其生絲の支へ得べき最多の量を以て示す例へば八十グラームを支ふるとせば其强力は八十グラームなるが如し彈力は一つに延伸力と云ひ長さ一メートルの生絲の伸びる割合を示す例へば其延伸すること十八サンチメートルとせば其彈力は一割八分なるが如し

右二力の檢定はセリメートルと稱する輕便なる器械を以て同時に之を檢することを得るものなり長さ五十サンチメートルの絲を該器に懸くるときは其延伸力の强弱に從つて多少伸張して切斷す此時該器に裝置せる度量を一讀して二力の强弱を知るを得可し但し一メートルに對する延伸力は右試驗の數を二倍したるものと知るべし

第五　生絲の類節を檢査し其多寡を定むるの必要なるは生絲を再製するに當り解舒難にして自然切斷を多からしむると絹帛に織り成して後茸毛を生し其見え粗惡にして精好なる需要に應ずる能はざると練り上げ染色の後其光澤を缺き生絲固有の光輝を失ふが如き關係あるに由りてなり

之を檢するには繊度の檢査をなすに際り小綛を繰りとると同時に大小の類節五百メートルに對し幾許あるやを檢定するものとす

第六　生絲に含有する護謨質即ちセリシーヌなるものは蠶絲の元素ヒブロインと云へるものゝ大氣の感動により酸水の二素と和合して生ずるものなり其セリシーヌを脱せざる生絲は彩色の染め付き不完全なるのみならず其質も亦柔軟ならざるを以て絹帛を製するに適せず故に該物の分量を檢定するは染工の術製絹の業に於て大に有益なりとす此檢定を爲すには水分を去りたる生絲百基に付き石鹸二十五基の割合を以て石鹸を蒸溜水に溶解せしめ二重底を付したる銅鍋中に容れ其底内に蒸汽を通過し麻布の袋を以て生絲を包覆ひ鍋中に容れ煮沸し練ること凡そ半時間にして之を出し水にて洗淨し復た鍋中に入れ煮沸し練ること凡そ半時間にして之を又水にて洗滌すること數回にして之を乾濕器中に容れ乾燥し其量を秤定し以て該物の分量を算出す例へば水分を去りたる乾絲の原量四十五グラーム五〇〇にして該物を拔き去りたる正量三十四グラーム二〇〇とせば其分量は即ち（45,500—34,200＝11,300）十一グラーム三〇〇なるかごとし

該質の分量は二回の檢査により平均數を定め乾絲一〇〇に對する其割合を示すべし例へば二回の檢査に用ひし乾絲の合計八十五グラーム四〇〇にして該質の分量二十一グラームなりとせば乾絲一〇〇に對する割合は左の如し

$$85{,}400 : 21{,}000 :: 100 : x$$

$$x = \frac{21{,}000 \times 100}{85{,}400} \quad 24.59\%$$

右二回の檢査に於て該質の分量に一分(1%)の差を生ずるときは再び檢査をなし而して以上三回の試驗に得る所の平均數を以て其割合を算出すること前記の比例法に準ず

護謨質の分量は繭の產地、蠶の種類、生絲の製造によりて差異あることは各國蠶絲檢査所の證認するところ余輩の實驗に徵するも亦然り而るに肉眼のよく之を鑑識する能はざれば以上の檢査に由らざるべからざるものなり左に護謨質檢査證劵の雛形を示すべし

護謨質分量檢定の證

生絲の種類	例へは器械製細向
差出人の氏名	何縣何某
見本の記號及番號	例へは(ハ)の何千何百何號
水分を去りたる乾絲の量	例へは八十五グラーム四〇〇
護謨質を去りたる量	例へは六十四グラーム四〇〇

減耗量

生絲一〇〇に對する減耗量　二十一グラーム

二割四分五厘九毛(24.59%)

年　月　日　生絲檢査所長署名

第七　經緯兩絲の撚數を檢査するには長さ五十サンチメートルの生絲をコントロール、ダゴレーと稱する一小器に懸け其撚を戻し解くことにして撚數は該器に付せる度量を一讀して判然ならしむるの仕掛なり經絲は二條の絲を別々に撚り復た之を合撚したるものにして即ち纖度檢定證劵中に記載せる二條合撚數なるものは經絲の合撚數を示し又一條單撚數なるものは同じく經絲中二條の絲を別々に撚りたる數を示すものなり

寄書

◎泰西人の清國に設置せる殺蛹所

左の一篇は信州諏訪開明社員某氏が生繭購入の爲め清國に渡航し泰西人の築造に成れる殺蛹所の構造及實施の手續を調査したるものなり聊か疑點なきにあらずと雖も原文の儘登載することゝはなし四當業者宜しく翫味參照せられなば幸甚

編　者　誌

烘房

西洋人の發明にかゝる携造の大要は双て一切煉瓦にて造る而して要用の場所へは耐火煉瓦を用ゆ

此の烘房の通常ホイロと異なる所は僅々六時間内にて生繭を全く乾繭同様に乾し上げるにあり

此の乾上りは生繭の量目の三分の一の量に乾し上ぐるを度とす

故に第一圖の(ル)の所は地下の濕氣を上げざる様注意せしは僅々の時間内に乾し上げると故に室内は上下周囲共濕氣を帶びざる様特に注意したり

之に用ゆる温度は列氏六十五度より七十餘度の(華氏百七十八度二五より百八十九度五に當る)の間とす

而して此の烘房に用ゆる寒暖計は皆列氏を用ゆ

この烘房たる僅々の時間にて乾し且又下等繭の如きは損じを生せずして大に益する所あるも抑も之を完全に繭の爲めに善良のものとは言ふ能はざれども清國内地に厘金局あり厘金を納むるもの其の貨物を蒸汽船等にて進行さるゝときは厘金局又如何ともする能はざるを恐れ一切の貨物は汽船を以て運搬するとを禁じたり故に普通の運送船を以てするときは百里に近き道程を運ぶには實に一週日又は十日の日を費すべし故に只繭を殺虫せしのみにては途中腐敗するのみなれば是非共内地の産地より輸出港迄持出す以前に水分を乾燥せざるべからず且又内地商買入れのことたる僅々五六日間内に何十萬圓の繭にても買入れざるべからず(五六日を經れば品質非常に劣り且又少數となる)(尙彼等土民は繭にて賣る分は賣り其他自家にて繰れる分は製絲す而して蛾の發生早きを以て直に製絲するか又は繭にて賣るにあらざれば數日間持ち居ること能はず故に成繭となるや否や自家老若男女の別なく製絲し得るものは皆ゝ取掛りて早く繰上げ其他の分は即時惡皆賣却するものとす

而して土民の内には殺虫して之を貯へ置く等のことは更に無く(彼等は無法の殺虫をなす故殺虫して後製絲しても色澤惡しき爲めに其の絲は非常に低價となる尙解舒の惡しくなるを恐る)以上の事實により是非共僅日の間に買入れ直に乾燥し直に輸出港へ送らざるべからざる事情あるを以て僅々の時間に乾燥し得るものにあらざるは實用に適せざるを以て烘房を造るなり

此の乾燥たる非常に乾燥に過ぐるにあらざれば一時に乾燥したる爲めに繭の解舒を害すると無きが如し

月時少き間に多數の荷物を取扱ふには便利にして善良の仕方と云ふべきか

第一圖

(イ)火たき場にして(ロストル)を付け燃えたるカスは下の(ロ)の所に落す

(ニ)は鑄物にて製し大さ直徑貳尺(曲尺)あり是は(イ)の火を受ける爲めにして燥殺中は異赤になる迄火をたくなり

而して此の火受鍋の上にある(チ)は強き火熱を直接に上の繭に受くる甚だしき害あるにより火熱を直接に上に受けざる様に豫防したるものなり

(チ)は一枚大の瓦もて造る此の厚さ凡一寸五分あり

(ホ)は(ニ)の火を引入れて茲に再び火熱を室内に與へしめ而して(ヘ)の煙道を傳ふて(リ)の煙筒に出

づ

(ハ)は一の小口にして室内に繭子中より出づる蒸發氣滿つるときは此の口を開きて風を引入れ天上の氣拔き(ヌ)に吹出さしむ其の他の時は此の口は塞ぎ置くものとす而して(ヌ)へは繩を付け置き下に居て開閉に自由ならしむ

(ト)は繭入れ箱にして通常殺虫に用ゆるス箱の如く造りあり即ち圖の如く差入口より奥へは三通り押し入るゝものとす

而して箱の双數は一室(高さ、八段、奥行、三枚)にて都合廿四枚を入るゝものとす

一枚へは凡繭壹斗を入るゝを得

(ル)は地下の濕氣の上るを防ぐ爲め地上より高さ二尺五寸許りの間に煉瓦屑又は小石等の如きものを詰め其の上へは平の瓦を敷き上を塗るなり

正面圖

(イ)は戸にして兩方に開く樣になれり

(ロ)は寒暖計を置く而して此の烘房に用ゆる寒暖計は概して の如く小穴に差入るゝ形のものを用ゆ

(ハ)は巾貳尺位の椽を造りて其の上に居て繭箱の出し入れをなす

(ニ)は奥の方にある繭箱を引出す爲めの器具なり

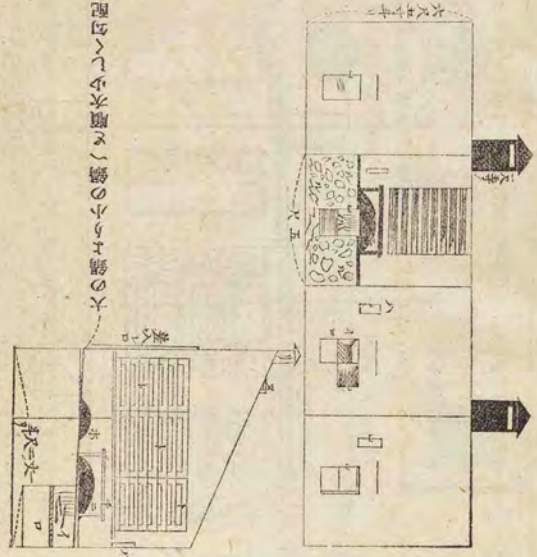

後面圖

側面圖

第一圖

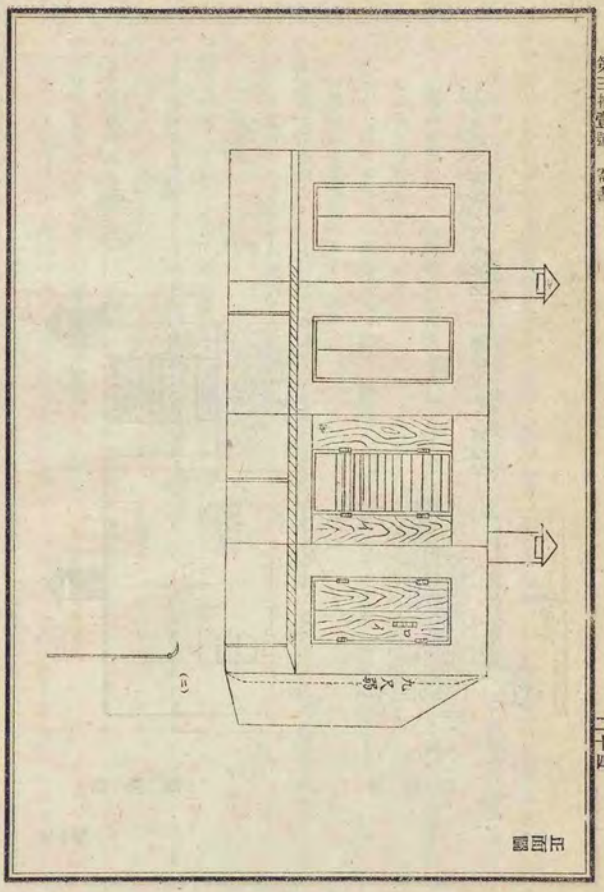

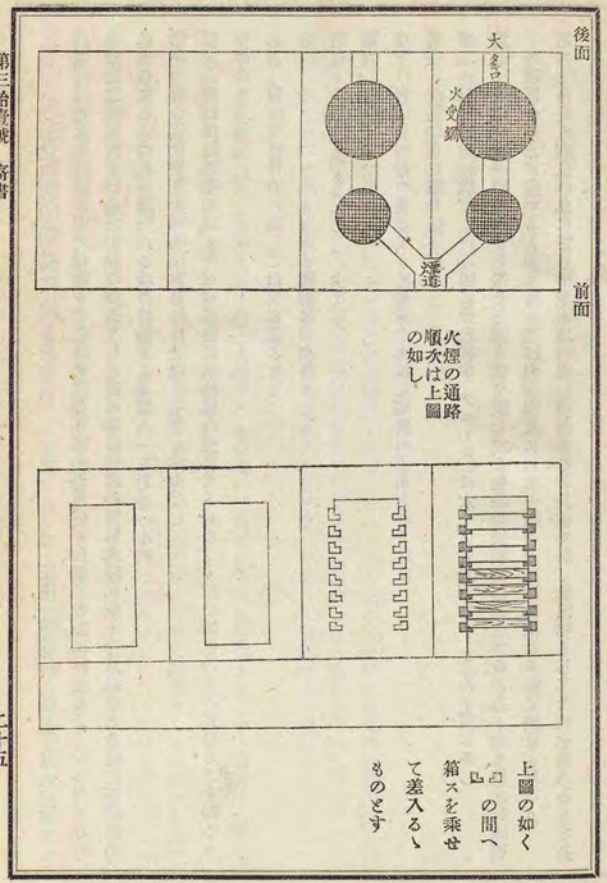

火煙の通路順次は上圖の如し

上圖の如く「凸」の間へ箱ゝを乘せて差入るゝものとす

◎青白質の繭絲に就きて

横濱　英國蠶絲鑑定師　橋本重兵衛

近頃各地方より蠶種の事に付種々の質義に接せり就中青白質と白質との點に付尤も多くの質問あるも元來此二種に付ては未だ十分の調査なしと雖も余は從來の實際成蹟に依り今意見のある處と各國蠶業に有名なる人に就き聞得たる所の有益なる要領の一二を述べんに

第一　青白質は蠶兒の飼養は容易にして從て不作も亦少なし

第二　青白絲は外國の練り方又は染色に依れば白色となるものなり故に薄色のものに染るとを得るものなり

第三　青白質は伸力は概して白質に優るなり

第四　染上げの光澤も白質と同質に出來得るなり

第五　織製の上「ケベダッ」と少なし

第六　類節は少なし

以上は青白質特質の長所なりとす又之に反し同質の短所を擧ぐれば

第一　白質に比し練り減り多し

第二　白質に比し纖度は四百回に付大略半「デニール」は太くして其「デニール」の不同亦多し

第三　青白質は一定の種子を得ると難く從て製したる生絲の表裏變色を生ずるとあり尤も是は其繰製の際繭の煮方に關すると多し青白質は大略薄皮にして一粒の繭三百回位なり故に絲目不足なり

第四　白質と同位の品に製し横濱市場へ出し賣却する時居留外商は輸出物として此絲を買入るゝと甚だ稀れなり而して白質より其價格は百分の五乃至七八位は安直ならん尤も現今は横濱市場に出でしものなきを以て實際上判然せずと雖も概して以上の如くなるを以て大略内地使ひとなるならん

第五　米國は伊佛に比し蠶絲の撰定不十分なるを以て專ら表面の色合を以て撰定の主眼とするが故に米國に於ては佛國に比し多少の安直ならん

第六　青白質は白質に比し解舒は不十分ならん

第七　青白質は素と復種にして數年の後白質となるものなり

第八　青白質の解舒法の宜しきを得ば表裏變色を生ぜざるべし尤も此の解舒法に付ては餘程困難の場合も之あれども先づ繭を少し(一合位)宛煮て而して解舒せば表裏の變色を免るを得べし

第九　二百度以上の沸湯の中に繭を入れて湯煮せず寸時を置かず直ちに解舒せば又變色の患ひなしと云ふ

第十　青白質は歳月を經るに從ひ白色に變ずるものなれば特色の青白を維持すると中々容易ならずして到底變色を免れざれば之を以て最上の製絲と爲すとを得ず

右の如く長短相比する時は白質に比し其短所は多しと雖も近來青白質の世に稱贊せらるゝ傾向ある所のものは白質中輓近非常の惡種を用ゆるの結果にして決して青白の優るが故にあらず依て白質にして赤熟、又青、小石丸等の良好種を用ゆるに至らば青白質を稱するの要はなかるべし殊に解舒の如きも青白は白質に及ばざると論を俟たざるべし故に試みに兩繭を以て各々十分の技術に依り最良の製絲を得る時は白質の青白に優るゝ伸力、强力及纖絲共に數等ならん是を以て蠶種撰擇の緊要なるは製絲上大

關係あるを知るに至らん

赤熟は四百回(四百七十六メートル)三五乃至四(上等繭一粒七八百回也)

又昔は同　(同)　二五乃至三(一粒五百回位也)

小石丸同　(同)　又昔に比すれば僅かに細し

關西は伊勢室山伊藤小左衛門氏の製種又昔上州なる高山社の又昔種等は尤も良好なり其他小石丸の如きは至極良好にして成蹟亦著しきもの多し

赤熟は其絲質良好なりと雖も蠶兒飼養上困難にして熟練せる蠶家にあらざれば良結果を收むると難し殊に絲口の先き即ち解舒の初めが極細口にして半ばに至り太くなり終尾に至り又細くなるものにして小石丸、又昔、青熟は此欠點少なきものなり

而して赤熟は春蠶兒の性質を以て名稱し青熟は春蠶兒の内夏蠶兒の性質を有するものなり依て考ふるに熟蠶の時に至り赤熟の絲を以て良好なるものとす故に前者の如きも尤も適當なりと信ず

又近來支那蠶絲の良好なるを稱するものありと雖も其尤も精選吟味を遂げ特に製したるものゝ外は本邦の蠶種に比し非常の劣等なりとす

近來信州器械絲の米國に於て大に不評判を來したる原因に付未だ十分の調査を得ずと雖も檢類器の試驗成蹟に依れば二百回に付六七百の輪節を發見し又デニールの不整なるに至るは思ふに畢竟繰製上に欠點あるに由るならんと信ずるなり而して從來信州絲の米國に於て優遇せられし所以のものは水質純良の結果光澤の宜しきと其共同團結力に富み多數荷口の製出せらるゝに依るなり故に他府縣の製絲と

雖も揚枠を共同し束裝商標を一定にせは信州絲と肩を伍するは決して難きにあらざるべきなり

上州生繰製絲の如きも今日の聲價を擧ぐる所以のものは又共同團結の結果に外ならざるなり

デニールの不揃は海外市場に於ける日本絲の最大欠點にして其原因は蠶種の混亂に起由するものと信ず故に蠶種は種類を減じ尤も精選するを要するなり伊佛絲の一定するは實に蠶種の種類少なくして選擇するが故のみ信州絲の不評判も亦獨り繰製上の欠點のみならず蠶種の不揃も亦其大原因たるを信ずるなり

蠶種改良は蠶種家澤山に製造する所の良種なれば安心なれども僅に百枚乃至二百枚の製種家は年々歲々種々の蠶種を掛け合せ新しき名稱を付して養蠶家に販賣するが故に益々下等の種類を增加し現今の如き劣等の白種を製造するに至りたるは實に遺憾に堪へざる次第なり

絲質に輪節の多き原因は天候飼にして温度の宜きを得ず蠶繭を作る時に十分に運動をなさず途中にて休むが爲めに滯着して輪節を生ずるものなり

第一　蠶種は當今に至ては春蠶、夏蠶、秋蠶の三種なれども各一回二回三回或は四回まで飼育するとを得唯春蠶は單に一回に止まるものなり

第二　蠶種の種類は白種、青白種、金光寺種の三種にして其内尤も良種は白種なるものなり青白種は夏蠶種類にして良種なるものにあらず金光寺種の如きは尤も下等なり

第三　蠶種は赤熟、青熟の二種として其他青白種、金光種なり

赤熟の部分にして又昔、白玉、小石丸其他種々の名稱を付するものあり

青熟にも種々の名稱あり

赤熟種の成繭は青熟より製品上何分の量目增加するものなり且又青熟蠶類似の種類なるを以て練り上げし上は何分の量目を減ずるものなり

赤熟絲は練り上りの青熟より何分の量目を增すものなり

赤熟は絲口太筋にして又昔、小石丸の如きは細口なるものなり

青熟は夏蠶質なれども細口にして絲口の細太少なきものなり

夏蠶、秋蠶の蠶絲の如き尤も練り減り多くして決して良絲にあらず

赤熟絲は練り上り純白なれども青熟は少しく純白を欠く所あり

蠶業共進會又は品評會に於る繭の檢査方は各地製絲家を選みて繭の檢査を成さしむれば十分の檢査行屆くものなり而して蠶種の檢査をして完全ならしめんには勉めて蠶種の種類を減じ良質のものを撰み澄りに蠶種の區域を增さゝるを要す

●統計

左に掲ゞる一篇は在横濱英國蠶絲鑑定師橋本重兵衛氏の調査に係る佛國里昂府生絲相場明治十六年より同二十七年に至る十二年間に於ける日、伊兩國一番絲の高低を比較したるものなり生絲を製出して衡を海外市場に爭はむと欲するもの神を留めて讀了せられむとを望む　編者誌

◎佛國里昂府蠶絲相場

明治十六年より二十七年九月迄日本器機一番絲伊國一番絲累年高低比較

四曆	年次	日本器械絲一番 高直	日本器械絲一番 安直	伊國一番絲 高直	伊國一番絲 安直	高直比較 高直	高直比較 安直	安直比較 高直	安直比較 安直
千八百八十三年	明治十六年	五九法	五四法	六三法	五九法	法	四法	法	五法
千八百八十四年	同　十七年	五五	五〇	六一	五三		六		三
千八百八十五年	同　十八年	五五	五〇	六一	五一		六		一
千八百八十六年	同　十九年	六〇	四九	六六	五六		六		七
千八百八十七年	同　二十年	六〇	四九	六六	五二		六		三
千八百八十八年	同　廿一年	五〇	四六	五七	五二		七		六
千八百八十九年	同　廿二年	六〇	四五	六四	五〇		四		五
千八百九　十年	同　廿三年	六一	五四	六三	五三		二	一	
千八百九十一年	同　廿四年	五〇	四五	五三	四四		三		
千八百九十二年	同　廿五年	六〇	四四	六三	四二		三	一	
千八百九十三年	同　廿六年	七九	四四	八〇	四六		一		二
千八百九十四年九月迄	同　廿七年	四一	三六	四六	三九		五		三

去る明治廿一年迄は日本絲製法不充分にして伊國絲と競爭すると能ざりしに廿二年より著く改良の功見はれ廿三年に至り其結果は前表の如く先きに六七法（安直）の差ありしものが千八百九十年の頃より

却て(一二法)高直を見るに至れり

十六年より廿五年までは日本絲の高直六十法安直四十五法内外を往來するに至れり

廿六年に至り各國一般諸織物の流行を來たし同年二月下旬より三四の二ヶ月は大に高直を保てり

日伊二國絲は五月より安直となれり而るに佛國製絲は獨り之に反して四五の二ヶ月は高直を現はせり

新絲以降漸々下落し安直となりたり本年に至りては百年以來未だ曾て一度も聞及しとなき安直なり日本器機絲壹番は廿六年に至り高直を來たし同年十二月に至り又大に下落を現はせり尚本年に至りては未曾有の安直を來たし本年一月は四十壹法に始まり漸々下落して卅六法迄に至れり右下落の理由は米國の不景氣より影響し來りて生絲需用の減少より起りしものにして昨今に至り漸く米國も回復の緒に着けり

世界蠶絲産額は

千八百八十三年	九百六十萬基
千八百八十四年	八百十萬基
千八百八十五年	九百十五萬基
千八百八十六年	九百萬基
千八百八十七年	千〇五十萬基
千八百八十八年	千百八十萬基
千八百八十九年	千百五十萬基
千八百九十年	千百三十萬基
千八百九十一年	千百四十萬基
千八百九十二年	千二百十萬基
千八百九十三年	千二百萬基

本年の收額高は前年度より大略二割の減少なる可し未だ確實の調査報告を得ざる故追て報道すべけれども産額を減ずれば高直を見すは理の然らしむるものなるに之に反し安直なるは米國の不景氣より生じたるものなり

信州絲の米國に於て前年度より大に評價を落せし原因は即ち近年に至り漸々粗製の絲現はれし爲に米國の信用を失へり

我國に於ては檢査所なき故漸々粗製に陷りついあるも之を檢査するの手續なきを奈何せん

横濱在留外國人は素より生絲の改良を目的とするに非ずして利益を目的とする者故生絲の增加は常に望む所なれども生絲の改良抔に至ては毫も意とせざるものなり恐くは外國人も何故に信州絲の需用地に於て他絲より格安なるかを知らざりしとならん我國生絲商人も亦然り然るに之を識る他にあらず比較絲即ち座繰絲の有りし爲め幸にも其信州絲の安直なりしを悟れり本年に至ては信州絲に幾んど上州座繰絲と同じきに至り始めて信州絲の漸々粗製になりしを悟りしとならん茲に至り檢査所の必要を益々感ぜり前記の如くなれば若し我國に信州絲のみにてありしならば到底此粗製に陷りしを容易に解悟せざりしならん

此時に當り檢査所の設立あらば毎年各縣生絲檢査表を作り各生産地に報告するもの故毫も斯る憂なき耳ならず益〻改良の競爭を起すべき媒介者となりしならん

我國製絲家に於ては海外通信報告の必要を感ぜざる者多きが故に今日までも需用地の商況明細に知るを得ざれば如何なる目的に因て改良を加ふるを知らざるが如し故に我國の生絲を改良せんとならは先づ需用地の商況を明かにし以て通信手續を組織すべし

我國生絲改良は今日までの方針にては到底目的を達する能はず之を改良するの必要は檢査所を設立し絲の眞否を明に判別せざる可からず故に目下の急務は需用地へ通信員を派遣し時々刻々彼地の商況を通信せしむるにあり

戰爭後は世界の大勢我國に向て大に注入し來らん而して我國物品の輸出は非常に增加すべし就中輸出絹織物の如きは著しき膨脹を來たさん且つ生絲も隨て前年の商況とは大に異なることゝ覺悟せざるべからず就ては嗜好の適否を悉く調査するを必要とす戰爭に勝つことを得るも商賣上に勝を制するなくんば國の經濟を全ふする能はざればなり

本年商業の發達せしとは輸出入統計に由て明かなり左に

廿七年度一月より十一月迄

輸出總額	一〇一、四六七、四六三、三〇円
此内　蠶絲	三四、四三一、一八五、〇九
屑物	二、九〇九、二三一、二六
羽二重	六、三〇六、〇〇六、〇七
小計	四三、六四六、四二二、四二
輸入總額	一〇七、九〇二、九四九、一八
合計	二〇九、三七〇、四一二、四八

廿六年度一月より十一月迄

輸出總額	七九、六三四、四六二、七六円
此内　蠶絲	二三、四六二、八〇三、四一
屑物	二、三八二、九九三、〇三
羽二重	三、二三三、二九八、八三
小計	二九、〇七九、〇九五、二七
輸入總額	七八、五六八、七九八、八一
合計	一五八、二〇三、二六一、五七

昨廿六年十一月迄と廿七年十一月迄の比較增加

五千百十六萬七千百五十圓九十錢

三割貳分三厘八朱也

此内蠶業分四千三百六十四萬六千四百廿二圓四十二錢に對し五割增し廿七年度輸出總額一億〇百四十六萬七千四百六十三圓卅錢に對し蠶糸屑物羽二重のみにて四千三百六十四萬六千四百廿

貳圓四拾二錢の額に達せり即ち輸出總額に對し醫藥品の多數なること四割六分餘に當れり其他絹細工物を合計すれば半額の高に及ぶなる可し

◎十一月中生絲屑物輸出數量元價及收稅統計

種目	數量	元價	收稅
生絲	六三八、二〇二 斤	四、五八八、八八四・一二〇	一五〇、七七五・三七六
玉絲	一九八	六二六・〇〇〇	一二・五二一
撰斗絲	二四二、一八〇	二三八、九七四・五五〇	五、七二一・五二九
屑絲	二二七、〇四六	一四九、四四五・二三〇	一、六〇九・二〇一
空繭	一一七、三〇九	一三四、四七五・〇〇〇	二、五八六・六八二
屑繭	一三、〇〇〇	二、六六五・〇〇〇	九二・一四一
眞綿	一四九	三〇七・三〇〇	九・四二八
屑眞綿	一、五九〇 枚	一二七・二〇〇	六・三六〇
蠶卵綿	一、二〇〇 枚	一、五〇〇・〇〇〇	二八・三五〇
合計	一、二三九、六七四 斤 一、二〇〇 枚	五、一一七、〇〇四・四〇〇	一六〇、八四一・五八八

◎十一月中絹布類輸出數量及元價統計

種目	數量	元價
縮緬	四一三 反	三、五九六・七四〇 円
羽二重	四六、〇六六	七六四、四〇一・三二〇
他の諸絹布類	三一、九一五	三四九、九二四・一八〇
絹綿布類	三五八	一、一三一・七一〇
絹布手巾	一一五、四九八 打	三三〇、五一七・四七〇
絹製品類	——	二一二、八六九・九六〇
合計	七八、七五二 反 一一五、四九八 打	一、六六二、四四一・三八〇

◎横濱蠶絲、製茶、織物、海產物取引所商況

横濱蠶絲、製茶、織物、海產物取引所の報告に係る昨年十一月中同所商況の要領は左の如し

十一月中の商況は前月より引續き沈靜の姿にて器械太絲一番先物七十七圓八九十錢、折返絲二番先物七十一圓九十錢、羽二重尺五先物六十八圓八十錢より始り格別の變動もなかりしが八九日頃より外國爲替下落の影響より少しく高氣を顯し器太一番先物七十八圓四十錢に進み七八百枚内外の取引ありしも間もなく舊に復し相場小往來のため概して株立ちたる取組もなく中旬を過ぎ二十八日に至りては漸く下向なりし外國爲替相場米參萬買爲替四十八弗まで下落せしより各外國商館とも一樣に買進み直段は格別高からざるも市場活潑に見へ一日に千五六百俵の手合ありしに依り俄然市場も景

氣附器太一番の如き七十九圓十錢に昇騰して日々千枚以上の取引ありて月を越したり而して集散の概況は前月越高生絲二萬千九百三十六箇、屑物三萬百十六箇、絹織物一萬七千八十疋、製茶四十四萬六千斤、海產物五萬斤、輸入織物四萬八千三百段、入荷生絲二萬千九百三十六箇、屑物一萬二千五百九十七箇、絹織物六萬二千六百六十疋、製茶五十一萬七千斤、海產物百八十二萬九千百六十斤、輸入織物十六萬八千七百四段、賣込高生絲一萬二千百七十三箇、屑物九千四百十四箇、絹織物七萬八千三百疋、製茶七十二萬三千八百斤、海產物百八十一萬五千斤、地方送生絲千百三十箇、屑物百箇、輸入織物十八萬四段、差引現在高生絲二萬五千六百十二箇、屑物三萬三千百九十九箇、絹織物千四百四十疋、製茶二十三萬九千二百斤、海產物六萬四千百六十斤、輸入織物三萬七千段なり又直取引は蠶絲器械太絲一番六百斤此金四千四百八十六圓、蠶絲器械折返絲二番千百五十斤此金七千九百二十四圓五十錢とす本月中定期賣買高及一箇月平均公定相場は左の如し

賣買高

種目	限月	十一月限 數量	十一月限 價額	十三月限 數量	十三月限 價額	一月限 數量	一月限 價額	合計 數量	合計 價額
蠶絲器械太絲一番		六、二二〇	四七、〇一〇・七六〇	一九、二九〇	一四八、六六八・〇三〇	二八、三五〇	二二一、三八五・一五〇	五三、八六〇	四一七、〇六三・九四〇
同 折返絲二番		六、六四〇	四六、三九三・六八〇	七、七八〇	五五、四四〇・二八〇	一二、二〇〇	八九、三六五・〇〇〇	二六、六二〇	一九一、一九八・九六〇
同 同 三番		—	—	—	—	四〇	二六八・五二〇	四〇	二六八・五二〇
同 同 四番		二五〇	一、五四九・五〇〇	三〇	一八九・二一〇	—	—	二八〇	一、七三八・七一〇
同 奧州熨斗絲二番		—	—	—	—	一、一〇〇	一、三五七・四〇〇	一、一〇〇	一、三五七・四〇〇
織物羽二重尺八（八匁付）		九〇、〇〇〇	六、三二三・四〇〇	四三、〇〇〇	二、九八八・九三〇	七六、〇〇〇	五、一九三・〇八〇	二〇九、〇〇〇	一四、五〇五・四一〇
同 尺五（八匁付）		二二九、〇〇〇	一四、〇六〇・六〇〇	一四七、〇〇〇	一〇、二六六・四八〇	四九一、〇〇〇	三三、八〇〇・四四〇	五六七、〇〇〇	五八、一二七・五二〇

平均價

種目	限月	十一月 最高	十一月 最低	十一月 平均	十二月 最高	十二月 最低	十二月 平均	一月 最高	一月 最低	一月 平均
蠶絲器械太絲一番		七六・一〇〇	七五・〇〇〇	七五・四九〇	七七・八〇〇	七六・三〇〇	七六・九五〇	七九・一〇〇	七七・一〇〇	七七・九八〇
同 折返絲二番		七一・五〇〇	六九・二〇〇	六九・七三〇	七二・九〇〇	七〇・五〇〇	七一・一〇〇	七四・一〇〇	七一・四〇〇	七二・〇九〇
同 同 三番		六四・〇〇〇	六一・四〇〇	六二・二七〇	六三・五〇〇	六二・四〇〇	六三・〇七〇	—	—	—
織物羽二重尺八（八匁付）		七一・五〇〇	六八・七〇〇	七〇・二二〇	七〇・五〇〇	六八・一〇〇	六九・三四〇	六九・二〇〇	六七・三〇〇	六七・八一〇
同 同 尺五（八匁付）		七一・九〇〇	六九・八〇〇	七一・〇八〇	七一・一〇〇	六八・六〇〇	六九・八九〇	七〇・二〇〇	六七・八〇〇	六九・二〇〇
蠶絲折返絲三番		—	—	—	—	—	—	六七・二〇〇	六七・一〇〇	六七・一五〇
同 奧州熨斗絲二番		—	—	—	—	—	—	一二五・〇〇〇	一二二・五〇〇	一二三・一八〇

◎問答

◎製絲器械幷に養蠶の件質問

福岡縣仲津郡豐津村
大日本蠶絲會連常會員　田邊武男

(一)蠶絲會報第貳拾四號問答欄內吉田三造氏の質問第五項に對し鹽澤佐七君圖面を以て振手即ち絡交のことを示されたり然るに小簍及び再繰用大簍絡交元車とあるは所謂大摺車のことなるや果して然るときは右元車は徑何尺何寸にして小簍及び大簍の眞棒に附屬する處の小車の徑は各何寸宛なるや又小簍の形狀併せて周圍を問ふ

(二)製絲器械其他建築に係る工業雜誌若くは書籍あらば發刊所幷に賣捌所の御敎示を仰ぐ

(三)本年春蠶種を產卵後直ちに摩擦法を以て蟄化せしめ四齡までは親しく試育し好都合に發育せしも爾後他を讓りしに四眠の起き揃ひも異狀なく經過せし旨報導に接せしが五齡三日目頃より不齊となり遂に良繭を結びしは稀なるに至りしと云ふ右は何れに原因せしや斃蠶の實況を視察せざれば病原探究に困むの嫌なきに非ざれども該蟄化法にして卵心を損傷するの慮れありて幾分の虛弱性を來すは免れざる義なるや

(四)蠶種又昔小石丸(原種用)の良種製造者の御敎示を仰ぐ

大日本蠶絲會技藝委員　臨澤佐七
全　全　八田遠也

答

(一)(二)(三)(四)

(一)絡交を起す元車とあるは大摺車にあらず則四個の齒車を指したるなり繰絲用小籔具棒に附着する第一號拾九枚齒車經壹寸四分、二號廿四枚齒車經壹寸八分、三號十九枚齒車經壹寸四分、四號三拾五枚齒車經二寸五分

再繰用大籔具棒に附着する第一號貳拾九枚齒車經貳寸壹分、第二、廿四枚齒車經壹寸八分、第三、拾九枚齒車經壹寸四分、第四、三十五枚齒車經貳寸五分又小籔形狀六角にして周圍貳尺なり

(二)森田眞氏著製絲眞實東京京橋區南傳馬町貳丁目有隣堂穴山篤太郎氏方にて販賣せり

(三)春蠶種を蠶卵後直に摩擦法を以て蟄化せしめし蠶種の五齡に至り不齊となり斃死せる原因

一は虛弱の性を免れさるものゝ因て起る所謂大なりとす總て蠶種は春夏秋各其特性あり然るに完全の經過をなさゝるものを以て一に摩擦力の爲に發生せしめたる蠶兒の虛弱たること言を俟たず其四齡に到るまて異狀を呈せざるは飼育中の經過宜にして其當を失せざるを以て稍一齊に生長せしも尙虛弱の性を脫する能はざる故諸種の病に浸され易く氣候劇變等の爲め遂に己の生命を全ふすること能はず斃死せるものと思定す

二は微粒子病毒の遺傳多きものも亦此結果を呈すること多し

(四)蠶種又昔、小石丸原種用の製造者は近來蠶業の進歩に伴ひて各地製造者多し雖も山梨縣は古來精撰家の多きに加るに巢に縣令を以て嚴格なる檢査法を施行せられ其原種用の如きは數年前より框製を以て雌雄蛾共に精密の檢査を行ひ來りたるものにして檢査方法の完全なる他に其比を見ず目下本縣に在て良種製造者は本年原繭蠶種兩檢査成蹟に徵するに甚多し

◎桑樹植付方及種類に就き質問

栃木縣河内郡豐岡村町谷
大日本蠶絲會通常會員　阿久津豐治

(一)日光町より三里程東に當り大谷川を北に負ひ極めて該川に接せし砂地の畑には何種類の桑樹を植付けて適當するや

(二)製種を目的にて桑樹を植付くるには早生桑にては何中生桑にては何晩生桑にては何種を良しとするや又該適當の種類にて二年生にして千本の代價金何程位にて得らるゝや

(三)桑苗植付方委細敎示を乞ふ

(四)桑苗を買求むるには何地の產を良しとするや又正確なる苗木商見當り有之せば敎示を乞ふ

答

大日本蠶絲會技藝委員農學士　本多岩次郎

(一)大谷川接近の砂地に栽植すべき桑樹は培養其宜しきを得ば如何なる種類にても可なり

(二)製種用の桑樹は早生桑にて市平、白早生、柳田等中生桑にて九文龍、赤木、鶴田等晩生桑にて十文字、鼠返、高助、細江等を可とす而して桑苗の價格は年によりて高下一樣ならざれども二年生にて一千本概ね十圓内外ならん

(三)一反歩に栽植すべき桑苗の數は地質及桑樹の種類によりて異なれども概ね畦巾五尺條間四尺位にして各其栽植すべきところに方一尺七寸乃至二尺深さ二尺の穴を穿ち穴の底に堆積肥（一苗を凡そ二十穴内外に用ゆ）を入れ能く壤壓し細土を薄く被ひ上に苗を立て周圍に細土を充つ此細土は最初は少しく入れ日を經るに從ひ漸々に充すを要す

(四)桑苗は懇切に取りたるものなれば何地のものにても可なり

◎製種法其他二件質問

栃木縣那須郡金田村　大日本蠶絲會通常會員　星野宏

(一)製種用の蠶兒飼育と製絲用蠶兒飼育とは如何なる差異あるや

(二)繭賣買に付樹溜又は衡量の賣買あり樹にて繭の石數を秤るに一粒のり又は手六寸と云ふあり主に吾地方は手六寸を以て通常の賣買樹取りとなす他に良法ありや樹溜一定の法なきものとすれば何種類にて製したるが完全なるや（余の溜と稱せしは篠にて造りたる籠なり）明敎を乞ふ又衡量も一升量吾地方（大田原黑羽近邊）の商人は生繭百二十匁乃至百三十匁餘を以て一升とす生繭一升の量は凡そ百何匁を以て通則と云ふや生繭何程殺蛹濟繭一升量何程と一定の標準を御敎示あれ

(三)桑樹の萎縮は主に接木苗に多くして曲取苗に少しと云ふ然るときは如何なる原因なるや

答

大日本蠶絲會技藝委員　松永伍作

(一)養蠶の目的に二あり一は製絲にして一は採種とす甲は其蠶一世の結繭に止まり乙は第二世に其重きあり故に甲は收繭多くして糸質の麗美を以て最主の目的なりと雖も乙は尙ほ之れに加ふるに子孫の健康を全ふせしむるの要あり之れ其飼育中の感念を異にせざる可からず而して利害得失も亦自から反する點あり是に於て乙の飼育は其周到叮寧を要する遙に甲に精勝ならざるを得ず

(二)繭の樹及其計り方は地方に因り區々にして一定せずと雖も博覽會及共進會等に於て廣く行はるゝは木樹にして半粒乘を以て一升とす又生繭一升の量は其繭に依り一定せずと雖も百十匁内外を以て普通繭と知るべし

(三)桑樹萎縮病は目下當業の最も苦慮する處なりと雖も未だ其原因を確むる能はず又政府も爰に見るあり殊に之れが調査委員を置き種々探究中にして確論あるを聞かず

●外報

◎紐育生絲及絹物商況

昨年九月中米國紐育に於ける生絲及絹物商況に附き同地駐在帝國一等領事樋口直右衛門氏より同年十一月九日附を以て左の如く其筋へ報告ありたり

九月上半箇月間は一には日本絲の價格低廉なりしに誘はれ又一には夫の關稅問題確定の結果として遠に一般商況の活動を見るへしとの望を懷きて當國の宏絲輸入商等は大に意を横濱市場に注き多量の買入を爲せしかは市況頓に活氣を帶し其の餘勢遂て上海及廣

東に及び該兩市場に於ても多量の機械絲及揚返絲の取引ありたり此時に當りて歐洲諸中里昂、倫敦、ミラン及ブーリックの生絲商及投機商等は大に之に注意し居りたりしが遂に本月下半箇月に至り絲價上騰の傾あり且つ銀價も亦漸次上進するを見て相應して買込に從事せしかは亞細亞絲の價格一時に騰貴し其た多額の手合ありたり即ち横濱市場のみにても本年季節の開始以來取引總高一萬三千捆に及ひ而して米國向のもの其の半に居れり之を昨年同時期間の取引總高五千七百捆に比較するに大に其增加せるを見る然るに一般の織屋は此活動に對し其た冷淡に機へ居り其の少しく同情を表するに至りたるは僅に遅日の事にして而も當米國に向ひ歐洲程に至らす伊國、佛國及ひリーヴアント絲の如きも亦今回市況活動の利益に潤へり但し若し荷主に於て相當の利益を以て滿足せしならんには右諸國絲の取引高も一層多量なるへかりしに荷主は堅く握りて容易に賣放さゝりしより買手は轉して支那及日本絲に向ふに至りき其後に至り一般の景況大に沈靜に歸したるは是れ織屋か投機的の細工に逃はされさりしと歐洲非常國に於ける絹織物の注文高多からさりしとに由れり

前述の如く東洋諸港よりの輸入斯く多量なりしに拘らす重なる市場に於ける在荷の未た賣れさるもの異常に多額なる其上に今日の好價に乘じて日本及支那の內地より出來得たけの生絲を市場に投するに至るへけれは東洋よりの供給に缺乏を見るか如きは萬々之なからるへきのみならす或は反て實際の必要よりも多額の供給あるやも測り難し去る八月間の輸入の如きも歐亞兩絲合計三千六百捆に上れり思ふに九月の統計も著しき增加を見るに至るへし

本月中當市場に於ける各國生絲の相場左の如し但し歐洲絲は三十日拂、日本及支那絲は何も通常六箇月拂なり

伊太利特別「クラシカル」

同「クラシカル」	三・九〇—三・九五	二・九五—三・〇五
同	三・七五—三・八〇	二・五五—二・六〇
同	三・六〇—三・六五	二・四五—二・五〇
同	三・五〇—三・五五	二・三五—二・四〇
同	三・二〇—三・三五	二・〇〇—二・〇五
同	三・五〇—三・六五	二・七〇—二・九〇
同	三・二〇—三・四〇	二・五五—二・七五
同	呼　値	二・四〇—二・四五

撚絲

本月間撚絲の取引高は前月に比し實際增加の模樣なし產絲地方に於ては近來生絲の取引多くは投機的にして著しく價格を上進せしめたれとも其撚絲に及せる影響は思の外少かりし其故は日本、伊太利の綾絲、廣東機械絲及日本横絲の需要減少したるに由れり

又絲（ヤーン）節の使用漸次減少したるより之を製造する織屋は支那及廣東の撚絲を需要すること少く從て其價格は稍々不規則の有樣なり撚絲家は注文品少く且つ利益喪た薄く時々として損失を招くことさへあるか歇せり而して此先急に景況回復すへき徵候を見さるも先頃來よりは稍々望を屬すへきものあり又目下ニユー、ジヤルジー、ペンシルヴアニア及コンネクチカツト地方の撚絲家間に大に競爭行れ撚絲の上進之かため大に妨けらるゝ云ふ

本月中當市に於ける撚絲の相場を擧くれは四箇月拂にして通常の割引附のもの左の如し

伊太利綾絲最上より二番まで　四・六五—五・〇〇
日本綾絲最上より二番まで　四・三〇—四・五〇
又十日拂にして七分の割引附のもの左の如し　三・七五—三・八五
支那七黒横絲　廣東七黒横絲　三・五五—三・六五
米國絹業協會の報告に據れば去月即ち本年八月中紐育港及太平洋沿岸諸港に輸入したる絲類は左の如し

紐育港	生絲	三七二	二六九、三三九
	屑絲	二六九	二二、二八一
太平洋沿岸諸港	生絲	二、四八二	八九七、四四五
	屑絲		
合計		三、一二三	一、一八九、〇六五

絹織物

「內國製」本月間內國製の取引は閑期なりしに稍にあらさりしも先月よりは上進の景況なり夫の關稅率の制定せられてより織屋は衣裳地の買入に一層意を注くに至り而して原料の騰貴したるため衣裳地は大に强氣と爲り獨り現品の取引高多かりしのみならす且つ未來渡の注文品も頗る多量にして一般の景況良好と爲れり價格に至りては已に其最低點に達したれは此後は唯上進すへき望あり殊に原料の上進依然維持せらるゝに於ては一層其望多しとす而して歐洲の製絹家か其事務を開復するに至れは目消の突喊に由り外國製の需なる市場に於て生絲の價格騰貴と一製力上進するに至るへしと云ふ

「外國製」歐亞兩洲の需なる市場に於て生絲の價格騰貴と伊太利絲は直に上進するに至るへしと云ふ如く讓り合ひて取引を拂ちすか如きことなく十分高價を維持せり幸にして關稅の難問題も最早除き去られ而して過般よりは市面起色を呈し來りたれは衣裳地並絹紬の所持荷前に缺乏を生せる織物商等は著しく其影響を感せり要し後等は本年開始以來供給高著しく減少し而して暫手即ち織屋に於ては其所持品を安賣するの需向あらさることなを知れるか故に取引上價格漸次折合を見るの機樣な

り

米國絹業協會の報告に據れば去月即ち本年八月中當紐育港に輸入したる絹織物類は元價二百四十萬千六百八十八弗にして前年同月に比すれば百一萬九千六百二十八弗を減少し又之を前々年同月に比するも亦五十四萬六千八百六十一弗の減額なり今之を品別して前二年同月分と對照せば左の如し

品名	二十七年八月	二十六年八月	二十五年八月
絹布	一、一二九、〇七一弗	一、四九一、八八八弗	一、二六九、三一一弗
繻子	六、三七七	一六、六七六	一〇、七八四
縮緬	九六九	一、五七〇	七、五九八
毛切天鵝絨	八、六一九	二一、六二五	一五、五八四
天鵝絨	二三三、〇九二	六九一、二九七	三三八、三四九
絹紐	一八〇、九四五	二二五、〇六一	二四九、五六二
小絲	二七六、二七三	二八一、九四八	二六四、〇六八
肩掛	一三、九六〇	一九、四四九	一五、八九五
手袋	五、七八三	八、九六四	七、三二五

品名	二十七年八月	二十六年八月	二十五年八月
襟飾	二、四五七弗	六、九五七弗	六、六四一弗
手巾	六五、七〇六	五七、三一八	一〇五、〇五七
靴下	二〇、五三三	四五、七九一	四二、九二九
縫絲及織絲	七三、五一八	六〇、一七四	六三、一四〇
細絲及絲地	九四、〇三八	六八、七二〇	一二九、九七八
絹毛交織物	一一、三五三	九六、七四七	六〇、六四三
絹綿交織物	二五八、八八三	三二七、〇六一	三五七、二五六
絹麻交織物	一一一	七三	六、四二九
總計	二、四〇一、六八八	三、四二一、三一八	二、九四八、五四九

◎里昂蠶絲及絹物商況

「佛國里昂に於ける蠶絲及絹物の商況に關し同地駐在帝國一等領事宮川久次郎氏より昨年十二月七日附を以て左の如く其筋へ報告ありたり

當地蠶絲の商況は去る十月末に於ては絹物製造の好況に比し市況振はす市價下落せんとするの姿なり當時織屋は其原料乏しからさりしと賣手の急迫せる者ありしに職由せり十一月に入り春季の注文額に出て織屋は原料の不足を感し買入に著手し取引多かりしも賣手は毎に廉價に賣放たんとせるに依り市價動もすれば下降の兆候を顯せり同月中旬に至り織元益々繁忙を加ふるに從ひ日々生絲及撚絲の賣買多額に上れるにも拘らす相場は依然沈底せり同月下旬に至り稍々好氣配と爲り亞細亞絲先つ强氣を生し歐洲絲之に續けり未た價格に大變動なきも早晩地を攫て來るものあるへし是れ蓋し絹織物の好況に伴ふ自然の結果なりとす今各種の絲に就き其市況を概言すれば最も多く需要あるは歐洲產篷等品にして其價額を墮さす小亞細亞產は過般新絲出荷の頃は高價なりしか其後市場に投賣する者ありて一時下向きとなり昨今は稍々引締れり亞細亞絲は日本及廣東機械絲のみ相應の賣行ありて能く相場を維持せり然れとも支那七里絲は取引夜た寡し左に目下の相場を掲く

佛國「セウエンヌ」

極上	14/16	四五法	上	11/13	自四一法至四二	上	14/16	自四一法至四三	中	10/12	自三九法至四〇
下	11/13	自三七至三八									

「プルース」

白上	9/11	三七	同	10/12	三六	同中	10/12	三五	同中	12/16	自三四至三五
同下	12/16	三三	同中	16/22	三四						

「ビエモン」

上	8/10	自四二至四三	上	12/14	自四一至四二	上	14/16	自四一至四二			

伊太利

上	9/10	四二	中	9/10	四〇	中	10/12	四〇			

印度

中	10/13	二八									

廣東機械

上	9/11	自三〇至三一	上	10/12	自三〇至三一	極上	11/13	自三二至三三	上	11/13	自三〇至三一
上	15/15	三〇	上	16/20	自二九至三〇	上	20/24	二九	下	16/20	二五

日本機械

上	9/11	自三七至三八	上	10/12	三七	上	11/13	三七	上	12/14	三六

中	15/12	自三五 至三六	中	14/14	三五
下	14/16	三四	中	1/13	自三五 至三六
同糸繰					
中	12/15	三五、五〇			
同掛田					
下		三二、五〇			

絹物製造は前述する如く昨今非常の繁忙にして或種類は機の不足を感するに至れり織元にては既に春季注文の大半を領收し目下後注文を受くるの餘裕なき程なり此好況は來春まで繼續すべしと云ふ其注文の大部分を占むるものは綿湯地物、甲裏絹、琥珀、羅子及鬪子の上等物なり而して來春季流行品の一は縞織物にして横縞縞も流行すべき兆あり濠地には横縞縞及格子縞最も多かるべしと云ふ

米國市場の好況なるは近便注文の多額なるに依りて其一斑を知るべし蓋し關稅輕減の影響ならん

◎世界絹絲産出高

里昂府の絹業「シンヂクート」の年報に據れば千八百九十三年（我明治二）に於ける世界の絹絲産出高は前年の千二百六十三萬五千基に對し千三百六十七萬五千基にして其産地に附きまして之を細別すれば左表の如し（昨年十一月二十二日濠國商業博物館週報）

	千八百九十二年	千三百九十三年		千八百九十二年	千八百九十三年
	基	基		基	基
日本	三、八五八、〇〇〇	三、六八五、〇〇〇	西里亞	三五〇、〇〇〇	五三〇、〇〇〇
佛蘭西	六四〇、〇〇〇	八五二、〇〇〇	希臘	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇
伊太利	二、九六五、〇〇〇	三、九八四、〇〇〇	高加索	六五〇、〇〇〇	八五〇、〇〇〇
西班牙	七二、〇〇〇	七七、〇〇〇	支那	三、八五六、〇〇〇	四、五五六、〇〇〇
濠地利匈牙利	二二〇、〇〇〇	二四八、〇〇〇	印度	二五〇、〇〇〇	二八七、〇〇〇
小亞細亞	二〇六、〇〇〇	二二八、〇〇〇	合計	一二、六三五、〇〇〇	一三、六七五、〇〇〇
サロニカ、ウオロー及アドリアノープル	一三五、〇〇〇	一四〇、〇〇〇			

●雜報

◎生絲檢査所法案

は衆議院議員濱名信平、小畑岩次郎兩氏外二名より提出せられたり其贊成者は伊藤衛太郎氏外十九名にして已に第一讀會を了り委員附託となれり其法案及理由書は左の如し

生絲檢査所法

第一條　生絲檢査所は横濱市に之を設く

第二條　本邦製産の生絲を賣買する者は内外人を問はず檢査所に對し生絲の檢査を請求することを得

但檢査料を徵せず

第三條　生絲檢査所は農商務大臣の所管とし此法律施行に關する細則は同大臣之を定む

此法律は明治二十八年十月一日より施行す

理由

一抑々蠶絲は本邦總輸出金額の五分の二に居り其消長は以て國家の經濟を通塞するに足らん故に此富源の涵養を勉むるは今日の急務なり然りと雖も生絲市場の實況たる猶開港當時の舊套を脫せず品質を檢査し價格を定むる等總て外人の掌理に歸し我内商は徒らに其歡心を得んことを是れ務むるのみ元來生絲は多孔の品質なるが故に忽にして溫氣を吸收し忽にして之を失却するものなれば濕氣に感ずること最も敏捷なるが故に其實量を得るには空中の濕氣を査定し學術上に因て檢査せざる可から

ず是れ各國檢査所の設けある所以なり然るに我邦に於て未だ此の設けあらざるを以て彼が示す所の量斤を甘諾せざる可からず之れ內商の損失實に幾何あるや識る可からず

二生絲の輸出年々增加すると同時に內地新業者の增加は實に著しきものなり外人未だ其製造人に就ての信用甚だ淺きを以て遂に他人の名を假用するもの往々有之然るに檢査所を設け確實なる檢査の證標を示して其實量と精粗を明にするに至ては賣買取引上兩者に充分の滿足を與へ其取引を圓滑ならしむや明なり

三檢査所を設くるに當り其官設にすべきは信用上に於て最も必用なりとす之を當業者の團體に委ねんか其人には最も生絲に利害の關係を有すること深きを以て或は幾分の疑念を免れず故に官設の檢査を得んことを望むは各國擧げて然りとする所なり

四如斯必要あるが爲めに歐洲諸國に在ては其檢査所は何れも數十年已前の設置に係り賣買兩者の間に立て生絲の斤量、絲質の品位、絲織の精粗等を檢査し之に公證を與へ雙方疑惧の念を抱かしめず市場圓滑の取引を爲し檢査せざるものは絕て之を買ふものなく粗惡の品は自ら地を拂ふに至れり今各國の生絲檢査所を調査するに世上に有名なる里昂檢査所の如きは其創立千七百七十九年にして今を距る百十五年以前より歷然として經營し來るものを始め佛國に十四箇所伊國に十五箇所其他獨逸に英に濠に三十六箇所の設立あり已に去る二十三年六月支那廣東に於ても檢査所を設立し爾來大に信用を博するに至れり我國斯業の長足の進歩をなしつゝある今日之が設けなきは實に一大缺點とする所なり

備考

檢査所を設くると雖も檢束的の手段に依らず內外人の希望に應じ檢査するものとし其方法は伊佛に行はるゝ所の檢査所の制を折衷し又橫濱商部及其他の會社等に於て實行しつゝある所の方法を一層精密にせんとするものにして從來の慣例を悉く打破し又は類なき新法を創むるにあらず其要目左の如し

第一　水分を檢査し正量を定むる事

第二　纖度を檢査し細大齊否を定むる事

第三　光澤及び切斷の多寡を檢査し職工一人の擔當し得べき雙數を定むる事

第四　强力彈力を檢定する事

第五　護謨質の分量を檢定する事

第六　節の多寡を檢定する事

但此項目中重要なる者を第一第二第三の三項とし賣買兩者の希望に依り其他の項目に就て檢査をなすは希望者の自由に任ずるものとす

◎生絲檢査法案と其趨勢

自由黨代議士濱名信平、小畑栄次郎等の諸氏より提出したる生絲檢査法案は各黨派とも大概成立を希望せるのみか貴族院に於ても多數贊成（或は同法案を提出する議員もあらん）の模樣なれば勿論通過するものと觀て差閊なし且つ農商務省に於ても熱心成立を希望し居れる趣なれば同法案は今回の議會に於て愈々成立を見るならん果して然らば從來外商に檢査即ち拜

見の爲めに生絲貿易上の商權を蹂躙せられつゝ數百萬圓を謂れなき慣例により掠取せられたるが如きも漸次其跡を收め旭日の昇る勢もて貿易の商戰場裡に對峙することを得べし商標の効力是より顯れ見本賣買是より行はれん國家のため生絲貿易の發達を企圖せらるゝの人士よ眼を拭ふて該法案の成行如何を看よ

◎埼玉縣蠶絲業組合の創立　同縣にては昨年十二月東京に開會せし全國農事大會及び全國蠶絲業大會の決議に基き本月六日縣下の老農及び實業家を始め代議士各郡長等無慮六百餘名縣會議事堂に參集し縣農會及び蠶絲業組合の創立會を開けり根岸貞三郎氏農會に付き岡戸勝三郎氏蠶絲業組合に關し各創立の趣旨を演述し次に千家知事の演說ありて後ち各創立會則の議事に移り直に議了し知事より諮詢に係る農會及び蠶絲業組合規則の二案の審議答申は各郡役所區域内より選出せられたる五名の評議員に一任するとに決し暫時休憩の後來賓模本農商務大臣、前田正名、岡穀、澤野淳氏其他の演說ありて大に會衆に感動を與へたりと云ふ

右了りて盛なる懇親の宴を張り日沒頃散會せり、目下軍國多端の際同縣の率先して實業殖產の機關を備へ大に國益を興さんとするは嘉みすべき事なり乃ち知事の諮問に係る蠶絲業組合規則は左の如し

蠶絲業組合規則

第一條　蠶絲業（繭製絲）の業を營むものは本則の定むる所に據り組合に加入すべし

第二條　蠶絲業組合は町村蠶業組合町村製絲業組合郡蠶絲業組合縣蠶絲業組合の四種とす

但町村の情況に依り蠶業製絲業を合併して組合を設くることを得

町村蠶業組合町村製絲業組合は數町村を聯合して組合を設くることを得

郡蠶絲業組合は郡の行政區域に依り之を設置するものとす

第三條　町村蠶業組合は其町村内に於て養蠶を爲すもの及び蠶種を製造するものを以て組織し町村製絲業組合は其町村内に於て生絲を製造するものを以て組織す

郡蠶絲業組合は其區域内各町村の蠶業組合製絲業組合を以て組織す

縣蠶絲業組合は各郡蠶絲業組合を以て組織す

第四條　町村蠶業組合町村製絲業組合及郡蠶絲業組合は上級組合を組織する爲め各其代表者を選出すべし

前項代表者の定員は上級組合會に於て之を定むるものとす

各組合に於ては組長及其他必要の役員を置くべし其定員職務及び撰擧の方法は組合の規約を以て之を定むべし

第五條　各組合員は必其組合の證票を携帶すべし

但證票には縣廳の檢印を受くるものとす

第六條　町村蠶業組合の業務概目左の如し

一　上級組合の報告を組合員に周知せしむること

二　蠶事談話會及び繭の品評會を開くこと

三　蠶種の共同購入を謀ること

四　共同蠶種貯藏所を設くること
五　共同稚蠶養育所を設くること
六　共同殺蛹所を設くること
七　繭の共同販賣を謀ること
八　蠶種製造の取締法を設け及び其實行を監督すること
九　蠶業共濟法を設くること
十　上級組合に對し蠶業統計其他の報告をなすこと
其他蠶業改良上必要なる事項

第七條　町村製絲業組合の業務概目左の如し
一　上級組合の報告を組合員に周知せしむること
二　製絲業談話會を開くこと
三　共同揚枠所を設くること
四　生絲を檢査すること
五　生絲の共同販賣を謀ること
六　上級組合に對し蠶業統計其他の報告をなすこと
其他製絲業改良上必要なる事項

第八條　郡蠶絲業組合の業務概目左の如し

一　町村蠶業組合及町村製絲業組合の業務を監督すること
二　一定の方法に依り蠶種の檢査を行ふこと
三　生絲の細太及結束に關し一定の標準を立つること
四　生絲及ひ繭の共進會を開くこと
五　蠶絲業談話會を開くこと
六　職工取締の方法を設くること
七　技藝委員を置き町村組合に於ける蠶種貯藏所、稚蠶養育所、殺蛹所、揚枠所及生絲檢査所を巡視し談話會品評會等に參與せしむること
八　上級組合に對し蠶絲統計其他の報告をなすこと
九　蠶絲業上必要の事項を下級組合へ報告すること
其他蠶絲業改良上必要なる事項

第九條　縣蠶絲業組合の業務概目左の如し
一　郡蠶絲業組合の業務を監督すること
二　縣内蠶絲業功勞者を表彰すること
三　蠶絲業に關し官廳の諮問に答ふること
四　横濱及ひ海外の絲況を取調へ下級組合へ報告すること
五　蠶絲業共進會及ひ談話會を開くこと

六　組合員の證票及生絲蠶種の檢査證紙を發行すること

七　蠶絲業統計及ひ其他縣内蠶絲業上重要なる事項を調査し下級組合及ひ官廳に報告すること

八　技藝委員を置き郡蠶絲業組合に於ける蠶種の檢査所を巡視し共進會談話會等に參與せしむること

九　全國各蠶絲業組合と氣脉を通すること

其他蠶絲業改良上必要なる事項

第十條　第五條乃至第八條の各組合の業務に關する方法及ひ手續は組合の規約を以て之を定むへし

第十一條　町村蠶業組合町村製絲業組合の費用は各組合員之を負擔するものとす

郡蠶絲業組合の費用は各町村蠶業組合町村製絲業組合之を分擔し縣蠶絲業組合の費用は各郡蠶絲業組合之を分擔するものとす

第十二條　各組合費用の賦課徵收方法滯納處分及ひ其出納に關する手續は組合の規約を以て之を定むるものとす

第十三條　各組合事業上の收入及篤志者の寄贈に係る金穀物件は其組合の費用に充て若くは基本財産として蓄積するものとす

第十四條　組合會議の方法事務處辨の手續其他必要なる事項は組合の規約を以て之を定むへし

第十五條　組合の規約は縣知事の認可を受くへし

第十六條　本則第一條に違反する者は　　日以上　　日以下の拘留に處し若くは　　以上

以下の科料に處す

附則

第十七條　本則は明治二十八年　　月　　日より施行

◎全國養蠶概況

昨二十七年度に於ける全國養蠶の概況は左の如し（農商務省の調査に據る）

廳府縣	報告到着月日	概況摘要
東京	六月十四日	本府養蠶の景況は之を前年に比すれは一週間早く先つ良好の方なり
京都	五月二十一日	平年より七八日早し一時氣候不順なりしも其後好景況なり桑葉別段被害なく掃立増減なし
大阪	六月八日	大體故障なし前年の旱魃のため桑葉減少の見込にて各飼養家は其量を減せしも養蠶家増加せしを以て通して増加の方なり
神奈川	六月十五日	昨年より早きこと一週間成育最も良好平年に比し幾分の増收あらん
兵庫	六月十三日	氣候不順格別の害なきも平年に比し多少減收の見込孵卵は例年に比し一週間早し
長崎	六月十八日	壹岐對馬は氣候寒冷なると桑葉不足のため困難せり縣下一般は敢て不良なるにあらす蓋し平年ならん
新潟	六月二十二日	例年より桑芽十日間早く掃立は二割餘の増加なり其他發育は佳良なり
埼玉	五月三十一日	例年に比し一週間早し掃立は例年より幾分か減少普通の結果を得る見込桑葉不足なき見込なり
群馬	六月十一日	前年に比し一週間以上早し前年霜害のため蠶卵少き方其購入も亦少き方故に生育は宜しきも收獲の増減は明ならす
千葉	八月七日	平年より三四日早く大に好況なりしか爾後氣候寒冷降雨あり蠶病發生其經驗あるものゝみ之か害を免れたり
茨城	未著	
栃木	十一月二十日	春來氣候溫暖なりしか掃立の際北部は降霜と共に俄然寒冷爲に清涼育は起眠とも後れ勝にて飼育頗る困難し處に依りては蠶兒棄拋したるものあり然れとも溫暖育に在りては三齡に至るまで概して相應の景況なりとす
奈良	七月二十七日	平年より掃立稍々早し氣候適順にして生育大に宜し
三重	五月十八日	掃立二千枚増加平年より十日間早し相當の結果ならん收繭一枚八斗の見込桑園増加せしを以て桑葉不足なし
愛知	六月七日	掃立は前年に比し二割を減し平年に比し五日乃至七日早し今日の景況なれは相應の收獲を見るならん

靜岡	十月二十二日	(水旱は桑の發芽早く縮て蠶兒も大抵四月中旬まてに掃立を了せり然るに習後不順降雨多く清涼實には願る困難せり而して掃立枚數の前年より減せしに依り一般桑葉を餘せり狀況なり
山梨	六月二日	(掃立は平年に比し二割内外の減少なり品位良好掃立の減少に拘らす收穫は增すへし桑芽出は平年より一週間早し)
滋賀	六月七日	例年より一週間早し一時心配せしも唯今の勢なれは結果極て宜しからん桑葉甚しき害なし
岐阜	六月十一日	例年に比し十日間早し生育宜しき方前年霜害のため桑樹害を受けしも養蠶赤減少せしなり以て桑葉餘あり
長野	六月二十二日	(掃立は平年に比し五六日間早し桑葉一小部分は霜害を被りしも一般養蠶赤減少せしなり以て桑葉餘あり)
宮城	十一月七日	(掃立は四月二十五六日より初め凡そ三十日間に全く結了せり其孵化せし蠶兒概れ強壯なりしか早蠶第一齡の際鼠湯冷氣のため不眠蠶を生じ又空頭蠶の如き一層恐るへき病兒を生じて大に其數を減ぜり但し二三齡の際に亟りて漸く順氣に復し發育頗る強なりし
福島	六月四日	(春蠶のため飼養者の增加は前年に比し二割以上の增加三眠後溫熱のため蠶病を生し蠶兒を拘驚するものあるに至らん
長野	六月二十二日	(掃立は平年に比し五六日間早し桑葉一小部分は霜害を被りしも一般養蠶赤減少せしなり以て桑葉餘あり)

宮城　十一月七日　(掃立は四月二十五六日より初め凡そ三十日間に全く結了せり其孵化せし蠶兒概れ強壯なりしか早蠶第一齡の際鼠湯冷氣のため不眠蠶を生じ又空頭蠶の如き一層恐るへき病兒を生じて大に其數を減ぜり但し二三齡の際に亟りて漸く順氣に復し發育頗る強なりし

福島　六月四日　(春蠶のため飼養者の增加は前年に比し二割以上の增加三眠後溫熱のため蠶病を生し蠶兒を拘驚するものあるに至らん

長野　六月二十二日　(掃立は平年に比し五六日間早し桑葉一小部分は霜害を被りしも一般養蠶赤減少せしなり以て桑葉餘あり)

秋田	七月三十日	(養蠶の景況は概して善良と云ふ為掃立數豆に飼養者は共に增加せり主產地雄勝郡の如きは病蠶潛加蠶兒投棄のために五分前後を減じ由利郡の如きも七歩を減ぜり
福井	六月十一日	例年に比し略ゝ一週間早く冷氣のため一時憂慮せしも其後氣候順に復せり蠶兒の生育も中に飽きて天然孵化を待ち五月二十日頃に掃立てし
石川	十一月五日	(當春雪解早く從て桑芽の發生も早かりしに蠶兒の生育も中に飽きて天然孵化を待ち五月二十日頃に掃立てしものは六月下旬の蠶市に不結果の分もなきにあらされとも概して平年に比し佳良なりとす
富山	十月二十九日	(春蠶發生所待に溫暖なりしため掃立例年より早く飼後又逆靖桑葉の乾燥も程能くして五月下旬までには概れ無事に三眠を終過し飼養甚た易かりし
鳥取	六月四日	平年に比し桑芽發生四五日早し概して豐作の景況なり但し一時は氣候不順の害を被りたりし
島根	六月四日	(平年に比し一週間乃至十日早し(早きは四月十四五日、遲きは五月二三日)四月中旬、五月上旬氣候悪しく三眠後壯健活潑氣候順なれは豊產なり桑葉一貫目八九錢より十四五錢なり
岡山	十月二十四日	(春蠶かなりしかため概して孵化早く後大霜及不順のため桑葉を害し病蠶を生じたる失敗もなく五六月の交大器錢に收穫は前年と大差なし
廣島	六月二十五日	(前年より早きこと十二三日花々起縮病に罹りたるも發育景況は一般に佳良なり山間にては降霜のため桑葉被害ありたり)
山口	六月七日	(桑葉發芽蠶兒發生並に例年より十日早し平年より上作の見込然れとも桑害及前年凡害のため桑葉被拾てたる地方あり
和歌山	九月十日	前年の桑被害のため掃立は減したれとも市郡概して好結果なり但し一時は多少願念なきにあらさりし
德島	六月二十一日	一時降候不順なりしも其後順に復し平年の收穫ならん飼養割合に多からす桑葉從て足れり
香川	六月二十二日	發生は例年に比して一週日早く作柄は前年に劣らさる見込なり
愛媛	十一月十二日	蠶兒發生の際氣候の劇變に多少發育を害したる地方ありたれとも其後天候適順のため生育頗る健全なり
高知	十一月十二日	蠶兒の發生早く其後引續きて天候溫和乾燥度に適し給桑赤豫定の如く得られ成育眠起概して良好の景況なり
福岡	六月二十五日	(二三眠の際俄然寒冷徒々病蠶を生じたる箇所ありしも大害に至らす概して掃立より上蔟迄も例年より早く先は九分作なるへし但し昨年來一二の風雨に桑葉を傷められ花蔟費に困難せしもの赤少からさりし
大分	十月二十二日	(發氣のため桑芽蠶兒共に發育早かりしも三眠前後に至り霜害のため山間各郡は非常の失敗なりし其最盛地たる浴海地方は霜害少く此分ならは相應の收獲ある見込なり但し掃立枚數は昨年水旱害のため桑園荒廢せしものあるを以て前年に比し二三千枚を減ずるならん
佐賀	六月十一日	(蠶兒生育は好狀況なりしも前年十月暴風のため桑を害せしもの意外に甚しくして桑葉例年の三分の二に過きす故に桑葉高價蠶兒を驚つるに至りしも結果は好き見込なり
熊本	六月七日	例年より十日早し氣候劇變一部は多少の害あり桑園被害のため蠶兒を捨てし地方あり併し先つ平年作ならん
宮崎	五月三十日	例年に比し早きこと十日概して豐況なり五月二日降霜のため桑葉三十倍を價す
鹿兒島	六月二十一日	氣候不順にして一時生育宜しからさりしか後氣候本順に復し結果稍ゝ良好なり
北海道	十月二十日	(病害を被り又は霜害を生したる箇所あれとも非常の損害に至らす其他大抵平年作にして中には前年より一割五分餘の增收ある見込の箇所あり

備考　本國養蠶概況は未だ完全するものにして單に茨城の一部を缺けるのみ

◎御藏島の養蠶

東京府の管下なる伊豆國御藏島は從來野生の桑を以て蠶兒を飼育し粗造なる紬を織製せりと雖とも未だ以て全島物產の一に加ふべきの價値なく只だ自家の用に供するに過ぎざり

しに近年に至り良好の蠶種を入れて之を在來種に代へ製絲養蠶の教師を聘して其方法を傳授實習せしめ又製絲場を建設して共同繰絲の規約を定むる等養蠶に關する事業は略ぼ其端緒を開けり後來蠶業を以て富資を增す決して難からずとなす三宅島及び御藏島は共に天然桑樹の大木ありて建築材又は家什の製作用として每歲輸出するの額は少小にあらず特に御藏島產の桑樹は其材理の美なるを以て有名なり斯の如く桑樹は自然の生育に適するを以て栽培の桑樹も亦生長迅速にして養蠶用に最も適するものゝ如し島人は嘗て魯桑を內地に需めて移植したるものありと雖も其生育は在來種に劣るものゝ如し御藏島の養蠶には決して他桑を用ゆるを要せず在來島內生育のものを栽培して以て飼育に充つべく而して特に桑園を開くに及ばず宅地又は畝地の周邊等に栽植して足れりと該島より歸りし人の物語なりき

◎岐阜縣製絲稅免除の請願

岐阜縣に於ては廿七年度より新に製絲壹釜に付金貳拾錢宛の製絲稅を賦課せられたるより濃飛兩國の製絲家は大に不平を訴へ重なる製絲家數十八十一月十六日岐阜市濃陽館に會合し濃飛兩國より委員を撰み縣會に向て製絲稅免除の請願をなし大に運動に盡力せしも央にして縣會解散の不幸に接したる製絲家は次會の縣會に向て請願する事に決し非常の熱心にて議員撰出に就て實業家を撰出することに目下專ら運動中なり其請願書の要旨及び總代の人々は左の如しと云ふ

製絲稅免除に付き請願

生絲は我邦貿易品の巨擘にして而して又た我岐阜縣の一大物產なり差し製絲業の盛衰は直に一國一縣の消長に關係する所あるを以て今や各府縣とも孜々汲々奮て斯業の保護奬勵に力を盡す其一二を擧ぐれば山形縣に於ては製絲共同揚返場に五百五十圓養蠶巡回教師旅費に百拾八圓六拾五錢同報酬に四拾五圓を補助し石川縣に於ては蠶絲業取締所及び組合へ千八百圓を補助し以て之れが發達進捗を計れり他各府縣亦た曾な大同小異の方法を以て何れも斯業の奬勵保護を急務とせざるはなく其特に製絲業に課稅するが如き地方は某等の未だ曾て聞き及ばざる所なり然るに我岐阜縣のみ獨り斯業に課稅し奬勵保護の趣旨に戾るは某等窃かに以て之れを遺憾とす

彼の製絲業に有名なる伊國の如き將た佛國の如き今日已に保護奬勵の必要なき邦國に於てすら斯業の爲めには出來得る限りの保護便利を與へ只管以て之れが發達進捗に注意せり彼の支那の如きも生絲の原料たる繭は其良好なること本より我邦の及ふ所にあらず唯だ製絲術の不熟練なるより未だ斯業の發達を見すと雖も將來は我國の爲めに實に畏るべき强敵と云はざるべからず顧みるに我邦の生絲は貿易品の巨擘なるとは云へ其事業は尙ほ遲々として幼稚の境を脫すること能はず況んや我岐阜縣の製絲業に於ておや保護奬勵の必要なる未だ今日より太甚しきものあらざるなり是れ縣下當業者が議會に對し明治二十八年度より製絲稅全廢の議決あらんことを希圖し併せて養蠶事業に向て相當の補助を下し以て間接に製絲業の發達に裨益せられんことを切望して止まざる所以なり茲に某等縣下製絲業者を代表し敢て岐阜縣會に請願す庶幾くは某等の微衷を容れ速かに可決せられんことを此段謹んで請願仕候

濃飛兩國製絲業者總代
岐阜市上加納　勝野文三

明治廿七年十一月

同　稻　東　小林哲治郎
方縣郡下屁毛村　春日善一
安八郡北一色村　大塲倉藏
上石津郡時村　三輪準一

美濃國蠶絲業組合取締所
理事長　勝野七兵衛
理事　金森安之助

飛騨國蠶絲業組合取締所
理事長　森正三郎
理事　三島民吉

◎岐阜縣の蠶種檢査と取締所　岐阜縣原種用蠶種檢査所は都合三ヶ所にて本部を縣廳内に設け出張所を惠那郡大井町、大野郡高山町に開設し專ら檢査中なり

蠶絲業取締所　本年縣令第四號を以て蠶絲取締規則を發布せられたるに依り從來の取締所は解散して更に濃飛兩國に一ヶ所宛の取締所を設け製絲用の蠶種檢査をなす檢査所の位置は美濃國は本所を岐阜市堀江町取締所内に出張所を惠那郡中津川町、可兒郡御嵩町、野上郡八幡町、不破郡岳井町、飛騨國本所を大野郡高山町に置き出張所を赤城郡古川町、益田郡下呂村に設け以て受檢人の便利を謀れり而して毎年檢査の總數は美濃國檢査所にては七萬五千枚飛驒國檢査所にては四萬七千枚餘之に自家用蠶種を加ふれば濃飛兩國にて飼育する蠶種の枚數は拾四五萬枚を下らず

大日本蠶絲會員金森安之助氏は岐阜縣美濃國蠶絲業組合取締所理事に當撰せり

◎新潟支會設立　新潟縣の蠶業は年に月に隆盛に趣き將に一大蠶業地たらんとするの徴を現せり然れども未だ一の團體ありて同業者間の氣脉を通ずるをなさず茲に於て乎大日本蠶絲會員たる縣下の有志諸氏大に之を慨し同會員を募集せり然るに響の聲に應ずるが如く忽にして百六十有餘名の多きに達す依て本會に請求し支會設置の認可を得十二月二日を卜し新潟商業學校に其發會式を擧行せり此日來會するもの會員九拾有餘名其他招待せる來賓杉本書記官及西澤參事官、西田警部長、濱野師範學校長、藤田中學校長、坂口縣會議長其他縣官縣會議員諸氏五十有餘名會場爲に狹きを感じたり午前十一時より開會し發起人總代吉池慶正氏登壇開會の旨趣及本縣蠶業の前途を演說し二に杉本書記官祝辭を朗讀し會員高橋謹治氏之れが答辭をなし本縣第五課長代理細野清次郎氏の祝詞あり尋て同會員小林嘉一郎、山崎種城氏の祝文小田淳太、横田長太郎其他諸氏の演說あり尋て本會及刈羽郡山田政嗣中蒲原郡坂口甚衛、松田信太郎其他數氏の電報祝文を朗讀す午後三時式を終り更に議事を開き會員本間宏氏の發議に依り西澤正太郎氏を推して議長となす又同氏の建議に依り便宜法を設け議長の指名とし起草委員十名を撰び總て支會規則の制定及役員擧の全權を委託するとを滿場一致にて可決し併せて當時東京に開會せる全國蠶絲業大會の出席者會員瀨沼宮治氏を該會の總代とするとを決定せり起草委員の氏名左の如し

吉池慶正、吉田善太郎、海沼英祐、高橋謹治、小田淳太、五十嵐正松、磯部龍治、門村直中、

矢澤頼、篠田二郎

起草委員は左の支會規則を制定して本會に傳出たり

大日本蠶絲會新潟支會規則

第一章　名稱及位置

第一條　當會は本會に準據し大日本蠶絲會新潟支會と稱す

第二條　當會は本會の旨趣を遵守し汎く蠶絲業上の經驗智識を交換し專ら蠶絲業の改良進歩を圖るにあり

第三條　當會の事務所は新潟縣新潟市に設置す

第四條　當會は定時集會を開き蠶絲業上の要項を談論し或は會報を製して會員に頒布す

第二章　會員

第五條　當會々員は本會の會員たるを以て其進退權限等は總て本會規則に據るものとす

第三章　役員

第六條　本會の規則に基き役員を定むること左の如し

幹事長　一名　幹事　二名　書記　若干名

但任期は滿二ヶ年とす

第七條　幹事長は當會一切の事務を總理し能て集會の節會頭たるへし

但幹事長不在の時は幹事中一名之れか代理たるへし

第八條　幹事は幹事長の指揮に依り當會の事務を分擔整理すへし

第九條　幹事長及幹事は會員中より推擧し書記は幹事長の意見を以て之を定むへし

第十條　書記は幹事長及幹事の命を受け當會の庶務に從事すへし

第十一條　幹事長及幹事は無給とし書記は事務の繁閑に依り幹事長より相當の報酬を爲すものとす

第四章　評議員

第十二條　當會に評議員二十名以下を置く

但任期は滿二ヶ年とす

第十三條　評議員會は當會重要の事件を評決調定する爲め毎年集會の後に於て之を開き其他會頭に於て必要と認むるか又は評議員三分の一以上の申立あるときは臨時開會するものとす

第十四條　評議員會は現員三分の一以上出席せされは議事を開くとを得す

但招集二回に及ふときは當日の出席員を以て之を開會するとを得

第五章　地方委員

第十五條　當會に地方委員若干名を置く地方委員は評議員會に於て之を選定し幹事長より囑托するものとす

但任期は滿二年間とす

第十六條　地方委員は當會の事業を擴張し且其地方會員の會費を直徴し當會に送附するものとす

第十七條　地方委員に於て要する通信運搬料は其實費を支辨するものとす

第六章　會報

第十八條　會報は本會の會報を以て之に充つ

但有益の通信論説と認むる者は幹事長之を選評し本會に廻送し其會報に掲載を請ふものとす

第十九條　特に當會に限り必要と認むる通信論説等寄附するものあるときは評議員會に諮り支會會報として發刊するとあるへし

第七章　集會

第二十條　當會は毎年一回大會を開き蠶絲業に關する事項を談話し評議員を選定し及事務の要件を報告するものとす

但開會の日及會場は豫め報告す

第八章　雜件

第廿一條　總て物品金員等を當會に寄附するときは本會に報告し寄附者の姓名を帳簿に錄し永く之を保存すへし

第廿二條　會員中發明或は改良せし器具又は方法等を當會へ出すときは之を審査し利益と認むるものは更に本會の審査を請ふとあるへし

第廿三條　總て會員の文書は支會事務所に寄送するものとす

豫て參會の約ありし本會名譽會員龍手田知事は公務にて村上に出張中なりしを以て匆遑歸港せられしと雖も遺憾ながら道路泥濘の爲め辛ふして議事決了後に至り漸く參會せられ祝詞演説あり其斯業に熱

心なる大に感動を與へたり右終るや北越有名の行形亭に於て一大祝宴を開く來會者は縣知事、書記官、參事官を始めとし凡百有餘名其間縣知事の懸篤なる演說あり其他會員の演說するもの數名それより福引の餘興等ありて非常の盛會なりし因に云ふ當日は發起人の注意に依り來賓及會員一同に午餐を供せりと

書記官並に五課長の祝辭は左の如し

蓋し體は物の元なり體備はらされは其用足らす社會の事業亦各其團體ありて而して後始めて其素期を達するを得へし是れ大日本蠶絲會の由て起る所以にして即ち斯業の體始めて構成したるものと謂ふへし已に體あり活動の要是に於て乎起る乃ち全國の蠶業地漸次之れか支會を設け所謂四肢五管互に其氣脉を通し運用其妙を得るあるを期すへき也本縣蠶業家諸氏大に此に見るあり提携結合して玆に新潟支會を設け本日を以て發會の式を擧けらる是れ實に斯業の發達を圖る所以の機關にして縣下の爲め洵に闕くへからさるの事たり諸氏の鋭意熱心なる能く本會の耳目と爲り手足と爲り精神内に盈ちて動作外に發し渾體の活動人をして驚嘆せしむるものあるを信す然らは則ち改善進歩之れ無からんと欲するも得へからす是を如何そ騰懼して大に賀せさるを得んや聊か一言を述へて祝辭と爲す

明治廿七年十二月二日　　新潟縣書記官正六位勳六等杉本重遠

夫れ蠶絲は富國の本なり殖産の王なり一縷の絲を吐き萬金の利を海外より吸收し以て國家を富すものは蠶絲にあらすして何そや然らは則ち蠶絲盛に振興せすんはあるへからす我か新潟縣有志諸君玆に見るあり乃ち大日本蠶絲會新潟支會を組織し本日を卜し發會式を擧行せらる不肖職を勸業の任に承くるを以て此盛典に列するの榮を得豈に敢て欣喜雀躍國家の爲め祝し本會の爲め賀せさるを得んや伏て惟ふに本支會は猶ほ桑樹の幹枝に於けるか如く互に氣脉を通して益々繁榮し蠶兒の一齡より二三齡を退ふて成育する如く年一年より益々旺盛なるは吾人の期して待つへき所なり嗚呼北越の野廣く信川の水清し此土に依て桑葉の繁茂を致し此水に依て蠶絲の光澤を放つ蓋し亦た遠きにあらさるへし聊か蕪言を述へて祝詞に代ふ

明治廿七年十二月二日　　第五課長代理　細野清次郎

◎新潟縣下に蠶業傳習所設立す

大日本蠶絲會新潟支會發會式の擧行あるや恰も本縣々會の開會中なりしを以て會員中有志家諸氏は翌日を以て同市古町勸商場樓上に相會し蠶業傳習所設置の件を議決し縣會に建議したり其旨趣は左の如し

建議

嗚呼我新潟縣は其氣候たるや温和にして能く養蠶に適し其土地たるや豊沃能く栽桑に適し人情又能く蠶業に適するにも拘らず其進歩遲々として遠く他府縣の下に曜若たり或は其甚しきに至りては往々にして失敗を蒙り此好適なる蠶業を廢せんとするものあるに至る是れ果して何等の原因そや技術甚だ拙劣なるにあらずと雖も學理の何者たるを知らず機に臨み變に應ずるの策を失するに坐せずんばあらざるなり故に氣候其順の年に遇へば其收穫甚だ少なきにあらざるも若し一朝にして寒暄其宜しきを失へは比々軒を並べて遊蠶の悲境に陷るに至る豊寒心せざるべけんや他府縣慧眼の人士は連輪交通の便開

くるに從ひ滔々として我豐沃なる野に來り工賃の廉と好適の氣候とを利用し將に吾人の收むべき洪利を奪はんとす顧て茲に至れば轉た悽然たらざるを得ざるなり之を救ふの術養蠶傳習の道を開き學理を實地に應用せしむるより良きはなし是れ獨り我蠶業者の利益なるのみならず國家の富源を增殖するの一大根源たるなり伏して希くは賢明なる議員諸君我々蠶業者の微衷を容れ縣下蠶業樞要の地を卜し傳習所の設立あらんことを千希萬望の至に堪へざるなり

中蒲原郡吉澤村　小出淳太㊞
中魚沼郡吉田村　酒井市三郎㊞
北蒲原郡堀越村　高橋謹治㊞
古志郡長岡文治　五十嵐正松㊞
仝　郡川西村　丸山龜次㊞
南蒲原郡三沼村　吉原義雄㊞
南魚沼郡神立村　劒持玄龍㊞
北魚沼郡湯之谷村　櫻井高五郎㊞
古志郡長岡本町　林綱三㊞
刈羽郡野田村　堀井義文㊞
中蒲原郡太川村　二宮良吉㊞
岩船郡村上本町　門村直中㊞

明治廿七年十二月三日

中蒲原郡川東村　山口正平㊞
中魚沼郡中深見村　富澤寛㊞
西蒲原郡打越村　小林嘉一郎㊞
中魚沼郡三好村　近藤榮太郎㊞
北蒲原郡横田村　河内庄太郎㊞
雜太郡國中村　磯部龍次㊞
北蒲原郡聖籠村　吉田源次郎㊞
仝　郡笹岡村　山崎種城㊞
仝　郡新發田本村　本間宏㊞
古志郡長岡本町　井上勝太郎㊞
中頸城郡大貫村　矢澤頼㊞
北蒲原郡小島村　横田長太郎㊞
北蒲原郡乙村　渡邊桂三郎㊞

新潟縣會議長坂口仁一郎殿

果然々々縣會は蠶業奬勵の必要に迫まられ蠶業熱心家の微衷を納れ古志郡長岡舊農學校跡に農事試驗場を設立し蠶事部と農事部の二に分て蠶事部に於ては專ら蠶業傳習生の養成をなし傍ら縣下に適切なる蠶桑上の試驗をもなすと云ふ本縣の蠶業刮目して待つべきものあり

◎新潟支會の役員　大日本蠶絲會新潟支會にては幹事長以下の役員選擧を行ひたるに幹事長に紫藤章氏幹事に吉池慶正、小藪準三郎の二氏評議員に吉田善太郎、高橋謹治、小田淳太、田中國太郎、石田讙吾、三輪爲次郎、山田政嗣、五十嵐正松、瀨沼宮治、池田政中、青木莊吉、白井知榮、海沼英祐、中野貫一郎、村山稔の十五氏地方委員に五十嵐惇爾、本間宏、河内長太郎、小林嘉一郎、松田信太郎、曾我承緒、田中國太郎、小林伊六、佐藤健次、三輪振次郎、岡村榮太郎、大橋庇三郎、井上勝太郎、井口伊右衛門、篠田二郎、星名桂太郎、酒井市三郎、岡村仁三治、鹽谷禎治、白井知榮、門村直中、海沼英祐、磯部龍治の二十三氏當選したる旨此程同支會より大日本蠶絲會へ申報せり

◎實業教育費の補助　石川縣江沼郡蠶絲業組合の設立簡易養蠶學校へ實業教育費國庫補助法に依り本年二月より向ふ五ヶ年間金六百圓宛交付する旨去る十六日文部省より指令せりと

◎諏訪製絲場の瓦解　信州諏訪は本邦第一の製絲工業地にして大凡一萬五六千の釜數は彼の一小地區内に集合し和田峠の嶮を超へて已に諏訪に下らむとする山腹の一端より之を望めば烟突の數は無慮數百本林の如くに竝立し工場及ひ繭の貯藏室の如きは白堊もて之を裝ひたるが爲め一瞥して其旺盛を伺ふを得べし然るに彼等が如何なる働きをなし如何なる機敏の營業をなしつゝあるかを偵視すれば第一繭買入の競爭に原料の價は生絲の價に伴はざるが如きもの多し第二工女の奪ひ合は恰も元龜天正年間の亂戰の如し製絲家仲間の同志打絶ゆるとなく互に相反目するの狀あると久し第三銘々天狗なりしより隣家に改良の器具器械あるも之を採用するの意なく十數年以前の舊套に安んじ恬として他を顧みざるより關西新場の生絲に數歩を讓るもの多し第四業主より以下現業擔當の末に至るまで工業的の觀念に乏しく只目先きの商業心に眩惑し居るがため緒繭の利には敏ときが如くなるも地方的若くは國家的の大なる利益に至りては措て問はざるもの多し工女の奪合にても知るを得べきなり第五近年薪炭に欠乏を告げ供給は需要を滿すに足らざるの傾きあるより一個の生絲を製造する燃料即眞木の價は其昂きは十四五圓にも上ると云ふの有樣なるより製造費も亦自ら多きを要し困難の域に陷れるもの〻如し右等の事情なるより本年に至り諏訪地方のみにて工場の瓦解せしもの三十七軒の多きに達せりと云ふ併し是等の工場は又々業主の外より入りて業を取るに至るや必せりと雖も其相續者たるもの及ひ本年の瓦解を免れたる人々よ果して以上五項の如き事實ありとせば協同一致の改善に滿幅の精神を注ぎ諏訪全躰の製絲工業に向つて一大革新を加ふべし否らざれば前車の覆轍を蹈まざらむと欲するも亦得べからざるの慘狀を期年にして見ることあらむ假令遠からず目眉の間にあり健在なれや諏訪の製絲家果斷なれや諏訪の製絲家

◎生絲絡交改良の必要　此頃米國機屋よりの小言に曰く日本生絲の絡交の不完全なるものは百分の四に當る耗減を生じ一人の工女一日に僅々我四百八十目より六百目ならでは繰返し得ざるに絡交の完全なるものは百に對し零、一二五の耗減を生ずるに止り一人の工女にして一日我一貫九百二十目より二貫百六十目の生糸を繰り返し得べしと云へり斯る場合なるを以て絡交の悪しき生絲は絡交の良き生絲に較ぶれば百に對し七分五厘餘計の失費を要するに至ると今之れを生絲百斤の繰返しに付き計算するときは其損益するところ左表の如し

目次	銘々手振の絡交の良きもの	連振の絡交の悪しきもの

繰返費用	十圓五十三錢三厘	三十五圓六錢六厘
耗減費用	八十八錢	二十八圓十三錢三厘
合計	十一圓四十一錢三厘	六十三圓十九錢九厘
差引増減		増五十一圓七十八錢六厘

右の如きの大差あり豈に驚くべきの數ならずや縱ひ生絲は良好なるも絡交のあしきが爲め海外の機屋に向つて斯の損耗をなさしむるが爲め是非とも全國一般に之を改良せざるべからず前表の計算は本邦生絲の連損にても幾分か絡交の備はりたるものにして尙ほ此の如し況んや濱賣を專らとする彼の絡交振器の最と長きものにして振手を麻絲若しくは針金等にて吊りたるものに於けるをや頃者聞く所に據れば宮城縣伊具郡金山本鄕の有名なる一大製絲場弘榮館主佐野理八氏は往年佛國製直繰の製絲器械を該國より購入し數年間之を實施せしに直繰法の本邦の風土に適せざるを認め之が改良を考案しつゝありしに米國の需用者よりも之が改良を勸め來り且告ぐるに若し揚返絡交の改良を實施せらるゝにつきては豫め其絡交の見本を送付せられんとを望むとのとより佐野氏は本邦内に於て良好の聞へある絡交器數十個を蒐集し試驗に試驗を重ねたる末へ良好と認たるもの數種を用ひて見本絲を製し而して之を米國の需要者に輸したるに右數種の中東京本鄕弓町御法川氏の製造に係る銘々振手の絡交器を用ひたるもの最も良好なりとの報道を得たるを以て佐野氏は同絡交器の事に就き元富岡製絲所長たりし速水堅曹氏と謀り御法川氏の絡交器を採用するに決し既に六十窓を据へ付け使用中なり又長野縣上伊那郡の長陽社、伊那社、蠶業社、下伊那郡の伊那樣式會社、野口製絲場は已に改良に着手し長信社の如きは該器を用ひ製造したる生絲を横濱なる二百九番館に見したるに頗る良好なりとの評ありしよりこの絡交器に改良するに一決せりと云ふ

◎福井縣蠶種檢査成蹟　福井縣に於ける昨二十七年中原種用蠶種檢査は同年十月一日より開始し同十二月二十日終了せり其檢査蛾數は總計二十五萬三千二百七十一蛾の内檢査合格九萬九千九百三十一蛾なり其細別は左の如し但し原種用に供する蠶種は總て框製に限ると云ふ

檢査所位置	春 檢査蛾數	春 合格蛾數	夏 檢査蛾數	夏 合格蛾數	秋 檢査蛾數	秋 合格蛾數
福井	三九、四四四	二三、七三四	四一、八九四	一七、八五四	七五	五七
大野	七、一五四	二、四六八	六七、五〇〇	一六、六二五	—	—
栗田部	二六、五七一	八、八九四	三六、一五四	七、九六九	—	—
小濱	二七、一一二	一八、一〇五	七、三六七	四、二二五	—	—
計	一〇〇、二八一	五三、二〇一	一五二、九一五	四六、六七三	七五	五七

◎北海道蠶絲協會の蠶種檢査　北海道蠶業者の蠶種檢査は三眠中に一回肉眼檢査を爲して種蠶を撰擇し後蠶種を得て道廳に出願の上顯微鏡檢査を受けて痨毒の有無を鑑定し昨年十二月を以て是れが檢査濟となり愈々本月十二日より同協會事務所に於て拔手内馬場仲良、阿子島安元の兩氏及び定議員中の實驗家又は役員諸氏立會の上再檢査を爲し卵色の良否產階の整否卵形の善惡等を鑑定したる由なるが其受檢概數は框製蠶種二十五萬五千枚普通製三千枚なり而して遠隔の地方よりは未だ到着

せざる分ありと云へば更に何程かの增加を爲すべしと云ふ

◎栃木縣蠶種檢査　は昨年十一月三十日限りなるも檢査濟にあらざるものを飼育するに至るやの虞ありしより栃木町蠶種檢査所は十二月十四日まで宇都宮町蠶種檢査所は本年三月三十一日まで延期せられ大に便宜を與へらる檢査員は毛利正雄、野澤彌桃の兩氏のみ留任し其他は悉く十二月二十七日を以て滿期解任となり各歸鄉せり則ち九月十五日檢査所開始より十二月二十七日に至る兩檢査所にて檢査したる成蹟府縣別表は左の如し（高橋元助氏通報）

栃木縣蠶種檢査所製絲用蠶種檢査成蹟府縣別表　（自明治廿七年九月十五日至仝十二月廿七日）

府縣別	檢査枚數	合格枚數	廢棄枚數	廢棄歩合
栃木縣	二五、六六四	二〇、〇八六	五、五七八	二割一歩七三强
長野縣	八、二九九	六、九〇五	一、三九四	一割六歩八弱
群馬縣	六、〇九九	四、五〇六	一、五九三	二割六歩一二弱
福島縣	四、三六八	二、三〇二	二、〇六六	四割七歩三二弱
埼玉縣	二、四八〇	一、四七五	一、〇〇五	四割〇歩五二强
茨城縣	五一七	四七六	〇四一	〇割七歩九六弱
東京府宮城縣山形縣北海道其他	二一一	一一二	〇九九	四割六歩九二弱
總計	四七、六三八	三五、八六二	一一、七七六	平均二割二歩六二强

◎佛國新大統領と生絲　横濱に於ける居留外商等は佛國新大統領フウアル氏に就き說を爲して曰く新大統領は實業熱心家にして殊に蠶業保護論者の聞へ高ければ同氏が選擧せられし上は將來佛國に於ける生絲塲裡に一變化を見る事あるべしと云ひ何れも之が結果如何を待ち居り其動靜に付き頻りに本國へ電報を發する向もあると云ふ

◎米國農務次官の書翰

此書翰は本報論說欄內に掲げたる議案と共に田原農學士に送られたるものなり參照のため茲に登載することゝはなしぬ　編者識す

千八百九十四年六月十四日上院に於て可決したる養蠶奬勵條例案に關する報告を要請せる貴下十月十九日の書東を領收せり該議案は上院に於て可決したるも下院に於ては未だ通過するに至らざるにより農務卿は之に關して何等の措置を施さず今や國會の經過に注目しつゝあり該議案の法律として成立するに於ては農務卿は直ちに之を施行するなるべし爰に上院を通過したる議案を送付す

千八百九十四年十一月十三日　米國　農務次官

日本　田原休之丞殿

◎生絲取引の格付を請願せむとす　横濱生絲外四品取引所の理事諸氏は同該取引所創立の際生絲取引にも格付の必要なることを知りたれども現行法律には米の外絕對的に他の商品に格付を禁じあり且つ實際經驗もせざるに輕々敷請願するは不穩當なりとて暫く見合せ居りたるに昨年七月開業以來受渡の實驗上益々必要を感ずるのみならず商部の取引に於ても海外より一番絲の注文あるも品切れのときは其格により一番半絲を買入るゝが如く上へ半番下へ半番即ち二番絲を約束したる塲合に於ては一番半若くは二番半絲を渡す位の事は利ありて害なき事を確認し或る程度までは格付を許されむことを請願するの議起り至急協議の上其筋へ請願する事に決したるに就き不日仲買人會議に付し其

格付の方法幷に程度を定め取引所法の改正を請願する筈なりと承る果して請願するとならば其方法程度の調査こそ必要なれ例へ米の如く甚だしき格付にはあらざるにもせよと或者は語られき

●特別廣告

左の諸氏は客年末より本月中旬に渉りて通常會員に加入せられたり

◎入會者

新潟　二瓶貞次郎　仝　中野貫一郎　仝　二宮貞吉
仝　佐藤健治　仝　大竹恒　仝　深井清一郎
仝　西脇九八郎　仝　永井又九郎　仝　富樫源吉
仝　佐藤虎四郎　仝　近藤忠太郎　仝　阿部德次郎
仝　三輪振次郎　仝　亀田清二　仝　本間與五平
仝　大野捨太　仝　吉川庄藏　仝　青池德藏
仝　坂西貞藏　仝　森山音七　仝　栗岡秀貞
仝　松村勝次郎　仝　吉川又太郎　仝　時田半之丞
仝　菅原亀太郎　埼玉　野口堅介　茨城　柴周平
栃木　寺田清治　仝　坂原久平　仝　大竹謙作
三重　奥村德次郎　仝　伊藤長太郎　滋賀　中澤善吉郎
岐阜　今西富吉　福島　池田一壽　鳥取　福光繁太郎

計　三十六名

右の内にて二瓶氏より菅原氏に至る二十五名は新潟支會紹介野口氏は中村高樹氏紹介柴氏及奥村氏は松永伍作氏紹介寺田、坂原、大竹の三氏は永島禮七氏紹介伊藤氏は吉田房之助氏紹介中澤氏は自身に申込まれ今西氏は今井保一郎氏紹介池田氏は阿久津半藏氏紹介福光氏は谷岡熊次郎氏紹介

大日本蠶絲會